

平成17年(2005)旭市議会第1回定例会会議録

議事日程(第5号)

平成17年9月30日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
追加日程第1 議案上程
追加日程第2 提案理由の説明
追加日程第3 議案の補足説明
追加日程第4 議案質疑
追加日程第4 常任委員会議案付託
-

出席議員(63名)

1番	角崎浩一	2番	日向一晴
3番	伊藤房代	4番	越川芳男
6番	山田芳邦	7番	向後悦世
8番	景山岩三郎	9番	高野宇一郎
10番	高木寛	11番	石毛昭夫
12番	長谷川喜代司	13番	鶴谷富士男
14番	滑川公英	15番	嶋田哲純
16番	安藤政平	17番	内田芳助
18番	佐藤章吾	20番	柴田徹也
21番	木内欽市	22番	佐藤芳民
23番	浪川光平	24番	伊知地直
25番	佐久間茂樹	26番	大久保源一
27番	日下昭治	28番	平野浩
29番	齊藤勝昭	30番	林俊介

31番 明智忠直
 33番 小倉輝行
 35番 藤田昌功
 38番 加瀬義夫
 40番 大極博
 42番 高木武雄
 44番 石毛忠雄
 47番 島田壽雄
 50番 久須美佐内
 52番 高橋利彦
 55番 在田榮治
 57番 菅佐原滋之
 59番 林正一郎
 61番 鈴木正道
 64番 阿部一成
 66番 松木源太郎
 68番 伊藤鐵
 70番 加瀬実

32番 林一雄
 34番 菅谷源兵衛
 37番 相澤多喜壽
 39番 木内兵衛
 41番 向後保夫
 43番 嶋田茂樹
 45番 岩崎好治
 48番 向後忠昭
 51番 向後和夫
 53番 嶋田正治
 56番 高橋敬
 58番 木内茂
 60番 菱木勘兵衛
 63番 伊藤清昌
 65番 神子功
 67番 金杉佐久治
 69番 林一哉

欠席議員（6名）

5番 林七巳
 46番 成毛秀夫
 54番 江波戸邦夫

19番 宮内真二
 49番 佐藤文雄
 62番 羽田清太郎

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育委員会
 委員長 伊藤龍芳
 病院事業者
 管理 村上信乃
 総務課長 増田雅男

助役 重田雅行
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 今井和夫
 新市行政
 推進室長 加瀬博夫

秘書広報課長	平野哲也	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	小長谷博	環境課長	堀川茂博
保険年金課 主幹	赤松正	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	林久男	高齢者 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	小田雄治	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	遠藤純夫	消防長	佐藤眞一
水道課長	宮本英一	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	神原房雄
監査委員 事務局長	花香寛源	農業委員会 事務局長	野口徳和
飯岡荘支配人	野口國男	病院經理課長	鏑木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主事	山崎香里		

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は63名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 正一郎） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 正一郎） 通告順により、3番、伊藤房代議員、ご登壇を願います。

（3番 伊藤房代 登壇）

○3番（伊藤房代） おはようございます。平成17年第1回9月定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。今回、私は3点の質問をさせていただきます。

1点目、防災について、2点目、教育問題について、3点目、救急タクシーの実施について質問いたします。

1点目、防災について。

大型ハリケーンカトリーナによる被害は犠牲者が数千人から1万人とも言われ、アメリカ史上最大級となったとありました。ニューオーリンズ市街地の大半は、海拔以下なのに堤防の決壊で約48万5,000人の大都市が水没することへの備えはなく、被災者の救援も大幅に出遅れた。

また、連邦政府と州市当局の見込みの甘さと判断ミスが重なった人災でもあり、42万の避難生活も長期化は必至となっています。そのことで2002年に企画で、中程度のハリケーンによる洪水でも数千人が死亡する可能性がある、いつ起きるかだ、堤防が決壊するかもしれな

い、アメリカ赤十字の専門家は、予想の死者数を2万5,000人以上と指摘していた。FEMAのブラウン長官も、今年1月にインド洋津波の被災地を訪問した後、同様の惨事がアメリカ国内で起き得る地域を検討、真っ先にニューオーリンズが上がったが、対策となるとだれもが黙ったままだった。堤防を高め、排水を効率的にする改良事業は見送られたとのことで、今回の災害は人災であると言われていました。

また、次に去る7月23日夕刻、千葉北西部で震度5弱の強い地震があり、エレベーターが6万4,000台停止、閉じ込め事故が78件に達し、救出まで3時間かかったとありました。千葉県では活断層の可能性が低く、すぐには活動しないと見ています。しかし、南関東全域で震度7クラスの地震が発生する間隔は約25年、今後30年間の発生確率は70%とされています。地震の発生地点にもよりますが、県内でも震度6弱以上になる可能性がありますとのことです。

こうしたことから、地震は忘れたころにやってくるとの認識を持ち続けることが大事だと考えます。我が旭市にも竜巻がありました。多大な被害もありました。その昔にも大津波が襲い、銚子市高神では1万本の樹木が倒れ、家屋や漁船等が破壊されたと記録があります。

また、東京都におきましても、9月4日、5日未明にかけて降った集中豪雨のため、中野妙正寺川の護岸が40メートルにわたって崩れた。床上浸水による被害も多く、世田谷区、練馬区、杉並区と各区とも被害を受けています。現在も、家の修復のためホテル住まいを強いられている人もおられます。

災害は、他人事では済まされません。旭市として河川のヘドロの状況はどうか、堤防は崩れていないか、給排水の状態は、また緊急時の救助隊はどうなっているのでしょうか。新潟での被災地での救出活動で活躍したようなレスキュー隊を我が旭市でも編成されているのでしょうか、特別訓練などを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目、教育問題について。

今年に入って少年の犯罪が増えています。上半期1月から6月までに刑法犯で逮捕されるなどした少年は5万8,795人、そのうち中学生は1万7,912人だった。成人を含めた刑法犯検挙者に占める少年の割合は31.4%で、凶悪事件を起こす少年は少なくない。

8月23日には、駐在所の警官が中学3年生の男子生徒に刃物で切りつけられる事件で、少年は拳銃が欲しかったと供述している。また、9月7日には市立高倉中学校近くの路上で登校中の生徒に消火器を噴射し、男子生徒に約1週間のけがを負わせたほか、数十人に同様のけがをさせた疑いで、生徒が被害に遭った生徒らの反応を見て笑ったと話していると言って

います。

また、5月にかまを持った18歳の少年に切りつけられ、9日から10日間のけがを負わせたとの事件。また、8月30日には、少年院に収容中の少年が教官をハンマーで殴打した事件等が多発しています。

また、千葉県少年課では、気軽に犯罪に手を染めてしまう少年が増えたと話しています。地域と学校と家庭とが連携して、子どもたちが自分の未来に向かって希望が持てる社会づくりに私たち大人が責任ある態度を示さなくてはなりません。そして、平成4年9月から1回、平成14年度からには完全学校5日制を実施しています。ゆとり教育とのことで土曜日を休みにして、また授業時間を減らした結果、学力低下だと言われ、子どもたちの責任ではないのでしょうか。もっと子どもの側に立った、目線を子どもに合わせた教育を考えてはどうでしょうか。教師が、子どもともっと接点を持てるよう努力してくださるよう教育長にお願いします。大きな事件が起こらない先に手を打っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、救急タクシーの実施について。

消防機関の救助出動件数が2004年は過去最高となり、出動は前年の8.2倍に急増し8万8,269件、6万5,854人を救助したとあります。

出動の理由は、交通事故が43.5%、特に目立つのが自然災害に伴う出動件数の増加、自然災害のほかは前年の244件から一気に2,001件となり、このほか昨年1年間の全国の救急車出動件数は502万9,108件で初めて500万件を突破し、65歳以上の高齢者の搬送が年々増えており、昨年は搬送人数全体約474万人の42.5%に達しているということです。軽症患者であっても、独居老人や妊産婦、子どもの急病等、すぐに病院を探してもらい、待たなくてもすぐに診察してもらえらるからということで、119番で救急車を呼ぶという概念が多く見られるようになり、大変な事故、大切な災害等に出動が遅くなる。また、夜中に救急車呼び出しが増える等々の現象が見られます。

東京都では、救急サポートキャブというシステムを採用している。消防庁が所管する救急協会と連携しているタクシー会社との連絡で、救急車のかわりに利用して、救急車の現場到着までの遅れ、また夜中の診察終了後の帰宅までをサポートする。コールセンターに電話をすると診察可能な病院を探してくれる上、指定先にタクシーを呼んでもらえる。また、軽症や比較的症状が軽い患者を搬送するため、救命講習を受けた乗務員が、救急車のかわりに駆け付け助かっているという声もあり、救急車の出動要請は症状がどんなものであれ断ること

ができない決まりで、昨年の搬送患者の約6割は軽症と推定される。中には、病院までの交通手段がないのでお願いしたいといった通報もあり、しわ寄せに救急隊員にのしかかる。ある管轄のところでは、24時間で17回出動した。仮眠はわずかな時間しかなかったとのことです。

旭市におきましても、119番のコールセンターを中心にしてタクシー会社との連携で、夜中や診察後のケアのためにもぜひ救急タクシーの導入を考えてはいかがでしょうか。

以上で、質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、私からは市の考えを述べさせていただいて、細部にわたっては担当課長より答えさせていただきますと思います。

まず、防災の問題でハリケーンカトリーナを例にとりまして、ニューオーリンズでの対策等の遅れというものを指摘をなされました。本当に、災害は普段からきちっとした形で対策を練って対応していかないと、いつ起きるんだか分からない、起きた時には後手に回って何もできなかったというのが、あらかたの災害の現場での答えであろうかそのように思います。そういった意味で、今、旭市でも新市になりまして、これまでの防災計画を見直して新しい防災計画を立てるように指示をさせていただきます。災害が起きた時にどういった危険箇所があるのか、もし万が一不幸にして災害が起きたときには、市民に対してどのような避難等をしていただいたらいいのか、そういったこともしっかり念頭に置いて、そして市民の皆さん方に分かりやすく指示ができるような計画をつくらせたいそのように考えております。議員の指摘なされたようなことをしっかりと念頭に置きながら、旭市の防災計画を立てたいと思いますので、よろしくご協力をお願いをいたしたいと思います。

それから、救急タクシーを設置したらどうかということでございます。確かに、旭市でもこの高齢化の時代を迎えて救急車の出動回数が非常に増えてきております。ちょうど今、4台の救急車を稼働させているわけでありましてけれども、ここ10年で出動回数が約2倍になっているということでございます。そういった意味で、その中では本当に今、議員のご指摘もございましたように、非常に軽微なと申したら大変失礼ですけれども、軽い症状の方もたくさんおいでになりまして、タクシーがわりに使っているのではないかと思われるようなこと

もあるようでございます。ただ、それではタクシー会社をお願いをして救急タクシーをということになりましたときに、この救急車の使命というのは、人の命を守る仕事であります。それだけに救急救命の有資格制度等もございまして、なかなか一般のタクシー会社ですぐに対応ができるという問題ではないだろうそのように思います。

同時に、今の段階ですと、旭市には旭中央病院がすぐ近くにありまして、ほとんど旭中央病院が救急患者を受け入れてくれておりますものですから、そういった意味で今のところ大過なく救急活動を行っているわけでございまして、そういった意味で、これからその増え方というものも見ながら、しっかりと市民に迷惑のかからないように対策を練っていきたいと思います。必要に応じてまいりましたら、タクシー会社等とも相談をさせていただいて、そして救急体制をしっかりと守れるように確立できるように備えたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から河川のヘドロの状況、堤防の関係、それから給排水の状態についてお答えいたします。

市内を流れる主な河川といたしましては、市内には2級河川として南北に縦断します新川と新川の支流となる七間川があります。さらに、旧海上町境から旧旭市内を東西に横断して新川に注ぐ仁玉川があります。

ご質問の河川のヘドロの状況と堤防は崩れていないかとのことでありますが、これらの河川管理につきましては、県や関係する土地改良区の所管となります。台風の接近時や集中豪雨時には、潮の満潮時間等を勘案しての水門の開閉による水位の調整、さらには堤防等のパトロールを実施し、徹底した管理体制をとっていただいているものと認識しております。

現在、補修中の堤防や決壊しているところはございません。

河川のヘドロの状況については、今後、県や関係機関、関係各課と連携をとり、回収を必要とする箇所等については、災害を未然に防止する上からも早急に対応していただくよう要請していきたいと思っております。

また、給排水の関係でございまして、大雨等の際には一時的には水はけが悪く道路が冠水したりする箇所の報告もあります。木内議員のご質問にもお答えいたしましたように、雨水の集中が懸念されるような箇所については、普段から警戒に努め、側溝の清掃等による被害の防止を未然に図ることや、また今後は建設課等と連携をとりながら、これらの現況把握に

努め、現在、策定中であります新市の地域防災計画やハザードマップにも十分反映させ、策定に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、緊急時の救助隊についてご説明をさせていただきます。

第1点目としまして、当消防本部の救助隊の編成について申し上げます。

現在、救助隊員は22名の配置でございます。これは、配置人員の関係で救助業務に限定した専任救助隊ではなく、消防隊との兼務の救助隊となっております。ですから、交通事故での負傷者救出、水難現場での救助活動を行うほか、火災現場へも出場するようになっております。

配置されている先につきましては、本署でございます。私どもは、3部制をしいている関係から、この22名の配置は7・7・8というふうになっております。これが、現在の私どもの救助隊の編成でございます。

それから、ご質問の緊急時、新潟県のようなこの大災害時を指していると思っておりますけれども、テレビで放送されました、あれは東京消防庁のハイパーレスキューというものでございます。これは、やはり装備がかなり高度な装備をしております。ただ、私どもが同じような災害があったときはどうかということでございますけれども、私どもも現在の装備である程度までは必ず実行が可能であります。ただ、ハイパーレスキューが持っているような生態反応を感知するような機械は、やはり財政上の関係から購入はできませんけれども、現在の装備でかなりのものができると思います。ただ、この救助活動というのは、現場の状況によって大いに異なります。ですから、ほとんどが大きな機材を搬入しての活動ができません。やはり、小さな機械でこつこつと人力で行うのが主体となっております。ですから、どうしても救出までには時間がかかっているのが現状であります。

次に、消防本部の救助隊の出場手順を申し上げますと、初動時は、消防本部の火災等出動要綱に基づきまして、当番勤務の救助隊員が出場いたします。これと同時に、消防隊2隊ないし3隊あるいは救急隊も同時に出場するような手順となっております。

そして、第2段階としましては、週休あるいは非番の人員を招集しまして、この職員によりまして2次的な部隊編成を実施いたします。そして、さらに新潟県のような大きな広域的な災害が発生した場合には、この消防本部の大規模災害出場要綱によりまして、私以下128

名の職員全員を招集しまして、部隊編成約25隊を編成して対応することになります。そして、さらにこの集めた隊員の中にも、今まで救助隊をやっていた経験者が大勢おりますので、それで3次、4次の対応するような形になります。

さらに、自分らだけでこの災害に対応ができないというような事態が発生した場合には、まず第1次的には、銚子市あるいは小見川町、佐原市、それから八日市場市等の消防隊あるいは救助隊あるいは救急隊の応援を第1次的に求めます。さらに、それで対応ができなかった場合には、千葉県消防広域総合応援基本計画に基づきまして、この県内の消防隊の応援を要請することになります。さらに、新潟県のようなそれこそ広範囲な、県だけでも対応できないような大災害になりました場合には、緊急消防隊援助要綱というのがございます。これは、国単位で行います。国が主導とした救助隊の編成、災害復旧ということになりますけれども、こういう形に逐次進んでいきます。これが、出場の関係でございます。

次に、救助隊の訓練ということでございますけれども、通常は当番の救助隊のみで訓練をやっております。これは、やはり人命救助を主眼としての基本訓練でありまして、やはり高所からの救出訓練あるいは低所からの救出訓練あるいは横穴等からの救出訓練あるいは水難救助訓練、ともかくありとあらゆる事象を想定した訓練を実施しております。そして、またさらには地震等によりますビルの倒壊による瓦れき等の下からの救出訓練、こういったものもやっております。そして、また特別的な訓練としましては、勤務だけではやはり総合的な訓練が実施できませんから、この非番員、週休員を定期的集めまして、やはり現地対応の訓練を実施いたします。どういうものかと言いますと、飯岡町の灯台のがけを利用してのがけ下からの救出訓練あるいは港を利用しての水難救助訓練、こういった訓練などを実施しております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、教育問題についてお答えいたします。

刑法犯罪の低年齢化や小学校における暴力行為の増加等が報道されております。伊藤議員のおっしゃるとおりだと思います。

個々の事例につきましては、複数の原因が絡み合っておりまして原因を一つに特定することはできないと思いますけれども、全体的に言えることは、つらいことや自分の意に沿わないことに会った時に、耐えるという心の働きが弱っているのではないかということが1点、そして他人に迷惑をかけてはならないという生活上の規範が欠如しているということが1点、

この2点がうかがえます。このようなことは、学校教育だけではなくて家庭や社会全体で機会あるごとに指導していかねばならぬことではないかと思っております。

学校教育では、学校生活のあらゆる機会をとらえて指導することはもちろんのことですけれども、地域での体験活動等に積極的に取り組み、人間形成の基礎となる社会性や豊かな心をはぐくんでいきたいと思っております。また、一人ひとりの児童・生徒の支援としましては、生徒指導体制の充実やスクールカウンセラーとの連携、協力、また昨日出ました食育の問題等にも取り組む必要があるかと思えます。

また、学力低下について危惧されておりますが、教育委員会では学校教育指導の指針の重点施策の第一に、確かな学力を育てることを位置付けております。各小・中学校では、指針に基づいて一人ひとりの児童・生徒を大切にしたいきめ細かな指導を行うことにより、基礎基本を身につけ、学力の向上を目指しております。また、新市になりまして最初の市内校長会におきまして、市内小・中学校20校の校長に、まず教育は基礎基本の定着、確かな学力をつけることが大事だということをお願いいたしました。教育委員会では、これからも市内の先生方の指導方法や指導改善の支援に指導主事を各学校に派遣したり、また少人数指導のための加配教員の配置等、一層の充実を図っていく覚悟でございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 救急タクシーの実施について、若干補足説明をさせていただきます。

ご質問の内容にあります救急サポートキャブについてでございますけれども、今月の9日、東京消防庁の指導のもとに、財団法人救急協会で始めたサービスでございます。これは、病院への通院等、もともとは救急車のタクシーがわりを解消するために設けられました。受け付けは財団法人救急協会の東京民間救急コールセンターで24時間体制で行われておりまして、この受け付けは東京消防庁を退職した元救急隊員が病状を聴取し、診療を受けられる病院を紹介して、救命技能認定者の資格を持つ運転手のタクシーを自宅へ向わせるシステムでございます。

東京民間救急コールセンターでは、安定期の患者を入院先から別の病院へ移送する転院搬送、それと入院、退院、受診、通院するときなど、緊急性のない場合に、患者の都合や希望に合わせて移送サービスを行う民間救急、これは旭市にもあります。またはサポートキャブを案内しておるのが現状であります。自分での歩行が困難な方は民間救急、自分での歩行が可能であるものはサポートキャブ、これを用途に合わせて活用しているのが現状であります。

当市におきましても、現在、東京都の民間救急と同様なものがあります。それは、傷病者及び身体不自由者の入退院、受診時の送迎等に対応するために、タクシー会社、介護事務所等において陸運事務所の許可を受けて運用している福祉タクシーでございます、これはご存じだと思います。この福祉タクシーについては、あくまでも緊急性のある救急患者に対応するものではなくて、要介護者の転院搬送、送迎が主な目的で、救急タクシーとは内容が異なりますけれども、救急サポートキャブのシステムは現今の救急事情から軽症患者への対応、また初期の段階での救急体制として有意義なシステムであり、救急需要の増大に対応する一方策であると思います。

参考に、当消防本部の4台の救急車の年間出場件数は、平成15年で2,507件、平成16年で2,515件であり、1日当たり約6.9件でございます。都市部の消防から比較しまして、まだまだ出場体制については余裕がありますが、ちなみに都市部においては、救急車1台につき年間出場件数2,500件程度が標準だと言われております。また、隊員もすべてこれは専任救急隊員が担当しております。我が消防本部では、旭隊については専任、分署については兼務の救急隊員となっておりますのが現状であります。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 3番、伊藤房代議員。

○3番（伊藤房代） 答弁をいただきありがとうございます。

1点だけ、救急タクシーの実施につきまして、ぜひまたこれから必要になってくるかと思っておりますので、要望をお願いしまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 松 木 源太郎

○議長（林 正一郎） 続いて、66番、松木源太郎議員、ご登壇を願います。

（66番 松木源太郎 登壇）

○66番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

1市3町合併後初めての定例市議会であります2005年、平成17年第1回定例会にあたり、市民の声を代表して一般質問をいたします。市長はじめ答弁される執行部におかれましては、簡潔明瞭に誠意を持って私の質問に回答されますようまず初めに要求いたしておきます。

さて、先般、郵政民営化法案の参議院での否決を理由とする突然の衆議院解散を受けた総

選挙が実施されました。その結果は、自公、与党が衆議院の3分の2の議席を占め圧勝したと言われましたが、言論界においても選挙結果を受けた直後の与党圧勝の報道から冷静に選挙結果を分析すれば、小選挙区の得票は郵政民営化賛成より郵政民営化反対の票が約1%、100万票多い事実が示され、小選挙区制による虚構の議席であり、本当に国民の意思表示を反映したものでなかったとの見方が、数多くの識者によって指摘されるようになってきました。この4年半の自公連立の小泉政治が、国民に数々の痛みを伴う各種の構造改革なるものを強いてきました。今回、はからずも旭市・海上町、飯岡町、干潟町が合併し、新旭市が発足し、その第1回定例会市議会が、小泉自民党政権の終わりと始まりの時期に開会されることになったのであります。

私が、なぜこのことをこの機会に申すかと言いますと、合併に伴って生じています国保税の問題や介護保険の改悪に伴う問題など、その源が小泉自公政治によってもたらされるものであるからであります。私は、今回の一般質問の機会に、日本共産党の今回の合併に対する態度がどのようなものであったかを表明しておきます。日本共産党は、市町村の合併そのものに一律に反対するものではありません。合併するのであれば、その必要性を十分に住民に知らせ、住民の意思を正確に把握して、住民の大多数が合併に賛成であり、合併しても住民にメリットが十分あることが分かれば賛成するものです。そのために、各市町において合併について住民の立場から議会の審議の中で意見を述べてまいりました。合併に賛成するか反対するかを最終的に決めた根拠は、市や町が住民の意思をきちんと確かめたかを判断の基準にしたのであります。その結果、住民投票で賛成の意思表示がされた飯岡町では賛成、住民投票さえやらず、ましてや賛否のアンケート調査もしない旭市・海上町、干潟町においては反対したのであります。

このことから、結果として国や千葉県の進める合併推進の方針に従った合併だったのであります。したがって、合併によって生ずるであろう住民にもたらされるデメリットをいかに取り払っていくか、新旭市が地方自治体の本来の仕事である住民福祉の増進の観点から見て、適切な事務事業の執行をしているかを住民の視点に立って検証していくものであります。新旭市が誕生して3か月、7月末の市長選挙で、伊藤市長は公約として合併後の新市の今後について、種々の公約を発表されました。そこで、市長の政治姿勢として次の3点をお聞きするものであります。

- 1、市長の政治姿勢について。

まず、初めに市長が選挙の公約に掲げた合併後の旭市の将来像について質問いたします。

(1) 市長選挙で公約した福祉の郷構想や首都圏の食料基地構想とは、具体的にどのような内容のものなのかということでもあります。医療と福祉の郷と医療とともに福祉が掲げられています。一体、福祉の郷と言われるイメージに湧くのは、いわゆる社会福祉の充実した地域を想定していますが、昨日の市長の答弁や地方紙での記事やパンフレットからの内容を総合すると、社会福祉面での市民へのサービスを行政の力で充実させるといった内容ではなく、旭市に現在ある医療施設や福祉施設の充実よりも、県立高校に福祉関係の学科をつくったり、人の交流面でソフト面での政策を実施することが、その中心のように見えてしまうのであります。もともと医療と福祉の郷の構想は、合併協議会の終盤で新市計画の具体的な項目の中で何ら具体的な計画そのものが掲げられずに挿入された経緯があります。伊藤市長の提案だったとお聞きしています。したがって、その具体的内容を具体的に明確にしていきたいのであります。

私が、この項目を質問するのは、例えば障害者自立支援法の制定や介護保険の改悪、国民健康保険の財政問題など、旭市のこれからを見通しますと、社会福祉の充実こそ新しい旭市の取り組まなければならない一番の仕事と考えるからであります。また、食料基地構想とは具体的にどのような政策を考えているのでありますか、具体的な構想をお聞かせいただきたいのであります。これら二つの構想は、合併協議会で決定している新市建設計画とのかかわりはどうなっているかも明らかにしていきたいと思えます。

(2) 旭市基本構想、基本計画及び行政改革大綱の策定を計画しておりますけれども、それを具体的にどのように策定するかについてお聞きいたします。

①基本構想、基本計画についてであります。

策定の方向性については、均衡ある発展から地域間競争による活性化という方向が示されております。このことは、具体的にどういうことなのでしょう。地域間競争の勝ち組となり、東総地域の中核都市としてさらなる発展と記されておりますけれども、このことは具体的にどのようなことなのでしょう。近隣の市町村と他の面で競い合って、その勝ち組になることが旭市の発展であると、こういうことが基本計画や基本構想の考え方として盛り込むということなのでしょう。そして、この基本構想、基本計画は、合併協議会で議論してきた新市建設計画とどのようなかかわりがあるかも明らかにしていきたいと思えます。

それから、策定の方針案の具体的な中身をどのように検証していくかということでもあります。策定支援業務の委託はどのようにしていくのかということもお聞きしたいと思えます。

そして、最後に市民の声を反映させる方法についてであります。統計的に優位性のあるサ

サンプル数のアンケートを実施すべきではないかと思えます。小学校単位の懇談会程度では、十分に市民の声は聞けないと思えますけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

②行政改革大綱についてであります。

行政改革大綱の方針では、「市民と協働し行政運営全般にわたる総点検を行う」となっております。具体的には、どのようなことを実施しようとしているのかお聞かせいただきたいと思えます。恐らくその基本的な考えの中には、本年3月に文書にも記されておりますけれども、行政改革大綱についての通達に基づいて実施されるのではないかと思えます。その実施には、大変疑問があります。これは、小泉内閣の構造改革に伴うところの行政改革大綱でありまして、今私たちが本当に望んでいる行政改革ではないと考えるものであります。どのような行革を進めようとしているのか、具体的なことについてご回答いただきたいと思えます。さらには、実施計画についても具体的な検討項目はどのようなものであるかをお聞かせいただきたいと思えます。

そして、実施計画における市民の意見の反映は、具体的にどのようにするかについてもお聞かせいただきたいと思えます。

(3)市長の政治姿勢の3番目です。新旭市の各種規則の制定はどのようになっているかお聞きしたいと思えます。

現在、旭市の各種規則は告示されていろいろなものが制定されました。例規集も配られ、インターネットでホームページでも見ることができます。その中で、旭中央病院につきましては条例が制定されてあるけれども、公開、告示されている規則、規定がまるっきりないようになっています。具体的に旭中央病院においては、規則や規定はどのように公表することになっているのか。地方自治法上の規定を含めて、制定条件、このことについてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、各種の要綱等についてお聞きいたします。

合併協議会でも議論されたところの宅地開発指導要綱は、どのように策定されたか明らかにしていただきたいと思えます。

大きい2番目であります。改正された介護保険法の施行に当たって、被保険者、利用者への旭市独自の負担軽減策を実施する考えがないかお聞きするものであります。

2005年10月、あしたから介護保険法が施行され、居住費、食料費分の負担が利用者に求められます。これらの試算は、現在どのようになっているか。また、デイ・サービスにおきま

しても、食費分の負担がなされ、先日のご回答では、1日当たり500円から700円、施設によって利用料が違うけれども、その分が加算されるというふうに聞いております。低所得者に対しては、具体的には援助があるわけでありましてけれども、これらの問題について、やっと介護保険制度が普及していく中で、旭市においては福祉の充実のためにも、これらの負担分を市において一定期間補助する考えがないかお聞きするものであります。

次に、2006年4月、来年の4月からは、次の施行が待っております。介護度を今から1段階増やして、要支援1、2、介護1から5というふうに分けます。これは、リハビリをして介護度を減らす、このようなことができれば保険給付が少なくなるという観点から行われるものであります。ホテルコストと言われる居住費、食料費、さらにはこの介護度の変更、これらのものについては、どういう観点から出たと言いますと、結局、5年たって利用者が増え、介護保険の費用が全国的に4兆円を超えた、これは抑えなければいけない、こういう観点からの介護保険法の改悪であったわけです。

したがって、このものをそのまま地方自治体が受け入れていったのでは、利用者に変大きな負担を伴うと思いますので、来年度からの実施については、さらなる市独自の努力をお願いしたいと思いますけれどもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2006年度の介護保険料の算定についても、どのような算定をするか。具体的には、合併協議会の中で、海上町においては最終的には介護保険料が値上げをされた、このようなことが行われてまいりました。したがって、来年度の介護保険料をどういうふうに決められるか、大変市民が関心を持っております。この点についての試算はどのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

大きい3番目が、新旭市での少人数学級の実施並びに少人数教育の実施の推進についてであります。まず初めに、市内小学校15校、中学校5校のクラスの構成をお聞かせいただきたいと思います。私の調べたところでは、小学校1、2年生で県が学級を増やすための38人を超えているクラスが幾つかある。中学校においても39人、38人のクラスが幾つかある。こういうところは、今求められているように、基礎、基本を充実するためには、少人数学級を実際にはやった方がいいと思います。これらの問題について、クラス構成で30人を超えるクラスがどの程度あるかお聞かせいただきたいと思います。

次に、現在の少人数教育担当教員の配置状況であります。文部科学省、県の加配による少人数学級担当の加配と、市独自の少人数教育担当教員の配置状況をお聞かせいただきたいと思います。

現在、中教審、文部科学省、千葉県などで少人数学級にする対応が今検討されております。中教審においては、義務教育国庫負担金の制度とともに、少人数学級を進めるに当たって、地方自治体が独自に教員の採用もよいではないかという議論も今、出ているところであります。したがって、これからは地方自治の一環として、財政力のある自治体においては独自の教員採用が行われるかもしれません。旧旭市の委員会活動中に、犬山市や埼玉県志木市などを視察しましたが、市独自の教員の採用は大変勇気のいることでありますけれども、それだけの価値があるということを私も見てまいりました。したがって、これらの問題についてまず初めに市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

また、新旭市におきましては、構成が初めて行われた旭市教育委員会においては、この少人数学級や少人数教育についてどのようなことが議論され、現在どのような方針を持って来年度の予算編成に向おうとしているか、教育委員会委員長のこの問題についての見解をお聞きするものであります。

そして、2006年度に向けて、現在、少人数学級ないしは少人数教育についてのこれまでの1市3町の取り組みをどのように発展させていく対応を検討しているかをお聞かせいただきたいと思っております。

大きい4番目が、合併後の国民健康保険事業のあり方についてであります。

まず、国民皆保険の問題であります。国民健康保険は、どこの保険にも入らない国民の方々をすべて国民健康保険、いわゆる健康保険に加入していただくために市町村が実施している制度であります。これは、憲法第25条に基づくところの本当に国民の一番最低の支えであります。しかし、現在、国民健康保険の事業は、市町村が大変財政的に苦しい状況になっております。したがって、国も国民健康保険法を改正して滞納者から保険証を取り上げる、こういうことを法制化しました。旭市においては、この法制化以前から保険証を取り上げるための要綱がつくられていました。新旭市になって、早速7月1日にこの要綱が実施されております。しかし、資格証明書や短期保険証というのは、結局、医療にかかる機会を減らすという結果になるわけですから、旭市民の健康を考えれば、なるべく多くの人が持つようにする、そういう施策が必要だと思っております。滞納整理との二律背反的な問題もありますけれども、少なくとも多くの方が保険証を持つような形にする手だてを今お考えになっているかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、合併後の国民健康保険会計の問題であります。

2006年、平成18年から国民健康保険の税の統一がされるというふうに言われております。

1市3町の中で、合併に伴って市民の方々が負担増を担ったのは、飯岡町における最高限度額の増、海上町における2回にわたる所得割、資産割の増、こういう合併に伴って税の値上げがされてきたわけです。しかし、大きい自治体になったわけですから、この機会に国民健康保険の重要性をかんがみ、国民健康保険が今、70歳から74歳までの被保険者を取り込むという中で大変厳しい状態にありますけれども、税の軽減についても検討していただきたいと思っておりますけれども、これらの問題について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、その他として2点ご質問いたします。

まず、1点目は市道管理のあり方であります。先日も質問がありましたけれども、干潟町における溶融炉建設に当たって、その進入路の問題について、文教福祉常任委員会でも議論がされました。私は、この進入路について担当課において調べましたところ、旧干潟町町道については十分な道路図がない。したがって、道路を復元するために十分な手がかりがないということが分かりました。旭市におきましては、毎年のように市道認定をされた場合には、図表方式における道路図をきちんとつくっております。その道路図に基づけば、必ず市道は崩壊しても復元できるようになっているわけです。したがって、新市合併と同時に、このような道路図のない3町分の道路詳細図についてどのように作成していくか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

その他の2番目は、合併以前の旧海上町における戸籍事務の取り扱い上の瑕疵についてであります。このことは、昨年10月に起こった問題でありますけれども、今年の年が明けて5月になってある人を介して私のところに相談がありました。事実を調べてみますと、戸籍の申請における大変初歩的なミスであります。しかし、そのミスは1度法務省の出先に届けてしまえば、もう変えることができないのであります。戸籍法第113条、114条によって、申請によって家庭裁判所の許可がなければ変えられません。なぜこのようなミスが起こったのか、海上町の相当有力な識者にご相談したところ、これは、やはり基本的には職員教育の問題が一つある。それと同時に、事務執行上の問題について十分に監督が行き届いていない問題があるというふうに指摘されました。

そこで、今、私は家庭裁判所に弁護士を立てて一緒にやっておりますけれども、大変難しい問題が生じております。これは、弁護士いわく、行政からもできるはずだと言われております。この点について、ぜひご検討をいただきたいと同時に、戸籍上のミスの取り扱いが間違った場合には、戸籍法によって市長、町長が罰金を食う場合もある、このことをお考えいただきまして、今検討している内容を教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 松木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、私の政治姿勢等についてお答えをさせていただいて、細部にわたりましては、担当の課長からご答弁を申し上げたいと思います。

まず、私の政治姿勢でございますけれども、市長選挙で公約した福祉の郷構想や首都圏の食料基地構想とは、具体的にどのような内容か、合併協議会で決定している新市建設計画とのかかわりはどうか、こういったことに関して質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、私の構想でありますけれども、これまでも議案質疑あるいは他の議員の一般質問にお答えをさせていただいてまいったとおりでございまして、この旭市にあるさまざまな要所長所というものを生かしながらこのまちの活性化を図っていこう、そういった思いで自分の構想を出しているものでございます。

まず、医療福祉の郷構想でありますけれども、ほかの議員にも申し上げましたとおりに旭中央病院があり、そしていろいろな福祉施設がこの地には整えられております。同時に、そこに穏やかな気候とそして豊かな耕地、海とあるわけでございます、そういったものを生かしていこうというのが私の構想であります。

まず、福祉の郷構想でございますけれども、こういったいろいろな条件を生かしながら、と言いますよりも、こういった条件下のまちというのは、人が生涯の住みかとするには、これほどよいところはないわけでありまして。そういったところで、病院もあるということですから、住んでいただいて生涯を楽しく暮らしていただけたら大変ありがたい、そういった思

いで今いろいろな計画を練らしていただいております。

まずその一つは、首都圏の特別区、きのうも申し上げましたけれども、今ちょうど3区ほどに呼びかけをさせていただいております。そして、その皆さん方にこの旭市へ来ていただいて大いに交流を図っていただくという計画を立てさせていただいております。そういった皆さん方が旭市を見ていただいて希望をしていただけるなら、この旭市へ住んでいただけたら大変ありがたいそのように考えております。同時に、旭市に住んでいただければ、もし病気等になりましたら病院はちゃんとしておりますし、介護が必要になれば介護施設等もあるわけでありまして。そういった計画を立てる上で、いろいろな問題も生じるわけでありまして、その辺は県としっかりと協議をしながら県に参加をしていただいて、そして単に市の負担ばかり増えるという形にならないように、しっかりとその辺は検討をさせていただいております。

それから、構想はいろいろありますけれども、これまでも多々述べてきておりますので、そういった意味では重複もさせていただきますけれどもお許しをいただきたいと思っております。まず、一つの構想といたしましては、農業高校を中央病院と提携をさせていただいて生かす方法、そしてその中で介護や福祉、できれば看護等に携わるその若い皆さん方をたくさん教育をして、そしてその皆さん方が全国で働いてもらうのも当然でありますけれども、この旭市にはたくさんの福祉施設がありますから、そういったところで働いていただける、そういったことも考えております。

それから、順序を行ったり来たりしますけれども、東京都との提携の中では、災害協定等も結ばせていただいて、そして万が一こうで災害が起きたときには、この旭市で受け入れ体制も整えてあげるし、同時にいろいろな食料等も必要となれば、そういったものも提携をさせていただく。そういった形というものをうちの方で提供をさせていただく反面では、今度はそういった地域でいろいろなイベント等があるときには、こちらから出かけて行って我々の物産展等を開かせていただいて宣伝をさせていただく、あるいはその区の学校等でも、私どものところでとれたものをご利用をいただく、さらには市民農園等を利用していただいて、農業体験等もしていただく。あるいは、こちらの民宿等も利用いただいて、いろいろな海で楽しんでいただいたり、さらには学校等もできればこちらで合宿をしていただいて、こちらの施設を使いながらしっかりとしたスポーツ等の鍛錬をしていただく。いろいろな意味でそういったものを利用させていただきたい。私の考えておりますのは、一つでどうだということではなくて、農業、漁業、そういったものをすべて結び付けてまちづくりをしてい

きたいこんなことを考えておるわけでございます。

それから、合併協議会で決定している新市の建設計画とのかかわりということでございますけれども、これも松木議員も十分ご覧になっておられることだろうと思っておりますので、この中身を見ていただければ分かりますけれども、新市の建設計画も旧1市3町それぞれの長所を生かしてまちづくりをするというのが基本でございまして、それを集めてつくったのが新市の建設計画であります。その新市の建設計画を市民の皆さん方に示して、そしてそれを見ていただいて合併の大きな一つの決め手にしていただいたわけでありますから、これはきちんと実行していくというのが基本であります。これまでの議員にもお答えをさせていただきましたように、私は私の構想そのものが一つはこれからのまちづくりのソフトの面、そしていわゆる新市の建設計画というのはハード面での整備をする、そういった形になるのではないのか、当然かかわり合っていくべきものだろうそのように考えております。

次に、大きな2点目の基本構想でございまして。この基本構想のまず策定の方向性でありますけれども、全協の配布資料の中からお質問がございました。均衡ある発展から地域間競争による活性化及び地域間競争の勝ち組という表記を用いたことについてのご質問がございました。今度の平成12年4月の地方分権一括法案が施行されて、そのときに国と地方公共団体は対等、協力の新しい関係に立つことになるということになったわけでありまして、当然のことながら地方分権というのは自分たちで物を考え、自分たちで物を実行していく、当然、今の旭市でまだまだ国、県からの助成を得ることなく物ができるとは思っておりませんが、将来的には自分の足で歩けるように形を整えていく、頑張っていくというのが、これからのまちづくりの基本だろうそのように思います。

そういった形の中で、そういった地方間の無理に競争するとか相手をけ落とすとかそういった意味のことを考えているわけではありませんけれども、ひとり立ちがまずできるようにしっかりと頑張っていくのが基本だろう、そういった中からまず地域間競争に負けないようにということが、こういった言葉になってきたことと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

そして、これからは当然でございますけれども、今のような財政状況を見たときに、当然、国からあるいは県からの助成というものを交付税というようなものの配布というものは、非常に先行きが不安なところがあるわけでありまして。そういったものにも打ち勝つためにも、自分で歩けるという形をしっかりと整えていかなければならないわけでありまして、みんなでこのまちづくりを進めていきたいそのように思いますので、ご協力をお願いをいたしたいと思

ます。

それから、新市の基本構想、基本計画の問題でございますけれども、この新市の基本構想というのは、これからの旭市の進むべき形というものをしっかりと示していきたい。新市の歩む形というものをここに描いていくわけですから、皆さんの声をしっかりと聞きながらこれをきちんと作り上げていきたいそのように考えております。

その中で、それを実行する新市の基本計画でありますけれども、これは新市の建設計画をしっかりとそれを見据えながら進めていきたい。そして、基本構想には旧1市3町ともどもそれぞれ基本構想も基本計画も持っていたわけでありまして、そういったものをきちんと織り込みながら計画を立てていきたい、そのように考えますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

同時に、総合計画の策定に当たりましては、住民の声を十分反映をさせるように努力をさせていただき、そのためには策定委員会をつくったりあるいは先ほど懇談会だけでは足りないというお話でございましたけれども、それも十分工夫をしながら行きたいそのように考えております。そういった中で当然のことでございますけれども、議員方のそのお考えも十分市の方へぶつけていただきまして、それを取り入れさせていただいて、本当に市民一体となった基本構想、基本計画をつくり上げたいそのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

さらに、行ったり来たりしておりますけれども、策定方針でございますけれども、まず新市建設計画の基本方針、根幹となるべき事業等をきちんと踏まえた計画としてまいります。それから、総合計画は先ほど言いましたように、旧1市3町のこれまでの総合計画をしっかりと見据えまして、それを踏まえたものとしていきたいと思っております。

それから、さらには財政状況等の問題もきちんと見ながら、そして将来のこういった財政状況ですから、大変いろいろな意味でお金を使うというのは難しい面があるわけでございますけれども、それでも将来の旭市をきちっと見据えた計画を立てて、そして使わなければならないところにはきちっとお金を使わせていただく。同時に、合併特例債等がございますから、それを上手に使っていただいて、将来の市の負担にならないように、子どもや孫たちに借金だけ残すようなことのないように気をつけていきたいこのように考えておりますし、その計画でありますけれども、基本構想や基本計画でありますけれども、グラフやイラスト等を多く用いて、市民の皆さん方に簡単にご理解がいただけるようなものをつくり上げていきたいそのように考えております。

それから、さらに行政改革大綱でありますけれども、この行政改革をどのような形にするのか、そういった面に関してはきちんと目標を立てて、その目標が達成できたのかどうかというようなものも皆さん方にきちんと分かるように、行政の透明性の向上が図られ、市民の皆さん方だれにでも分かるような形でやっていきたいそのように考えております。達成度をきちんと明らかにするものにしていきたいと思っております。

この計画を立てるに当たりましては、市内の皆さん方のみならず外からの視点も取り入れた計画として、幅広い視野からの計画をつくり上げたいそのように考えております。また、職員自らが市の現状や特性、課題等を考えて、今後のまちづくりの方向性や行政運営のあり方など、提案する職員アンケートも実施をしたい。それから、担当職員自らが分野ごとに施策事業の進捗状況や達成度、現状と課題、推進すべき施策などの調査の実施をできるように、そういったものも指導していきたいこのように考えております。職員による計画策定委員会や計画策定担当者会議の組織もいたしたいそのように考えております。この合併の一番の大きな目的というのは、行財政の改革ということでありますから、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導をお願いをいたしたいと思っております。

それから、基本構想、基本計画及び行政改革の大綱の策定を計画する中で、策定支援業務の委託の具体的内容ということでございますけれども、委託する業務は、社会経済情勢や地域特性、課題整理等の調査、分析に関する支援、それから二つ目には、人口や財政などの将来フレームの推計に対する支援、それから3点目はアンケート結果の分析、4点目は印刷製本、以上のような内容についてコンサルタントに委託することとし、施策事業の現況評価、課題、推進すべき施策の方向性など、職員と市民との協働により進めてまいる考えでございます。

それから、市民の声の聞き方は先ほど申し上げましたように地区懇談会を開催する、あるいは公募委員を含めた一般市民で構成する総合計画策定市民会議を設置をさせていただき、さらにはアンケートの実施、小・中学生から新しいまちづくりの作文、絵画を募集、さらに、計画策定の経過について、広報やホームページで公表して広く市民の意見を聞く、このような手段を考えております。

それから、次でございますけれども、介護保険法の問題でございます。介護保険法がこの10月から改正をされて、いわゆる食費と居住費等、いわゆる施設入居者、施設利用者の皆さん方にそういった負担がかかってくるわけでございますけれども、それに対しまして、上乘せ分というのは今の段階では考えておりません。それから、ただ単純にこう言ってしまう

すと、弱者に大変な負担になるのではないのかということになりますけれども、国の方でも弱者に対する、弱者という言い方はちょっとおかしいのですけれども、低所得者層に対する対策というのはしっかり考えてくれているようでございますので、低所得者層の皆さん方に対しては負担にはならないようでございますので、そういった面も勘案しながら、今の段階では上乘せ分は考えておりません。

それから、2006年4月から予防給付分という松木議員のご質問でございましたけれども、市の方といたしましては、これは平成19年度から実施をされるのだらうというふうな捉え方をいたしております。

次に、保険料の算定となるサービス料の見込みでございますけれども、現在、算定作業中でございます。現行の低所得者に対しましては、訪問介護料の低減事業として、市単独事業で自己負担10%のうち4%を助成をいたしております。平成16年度の実績で62人、それから合併後の申請者100人という形でこれを助成をさせていただいております。

また、社会福祉法人等による介護サービス利用者負担事業も実施をしておりますし、こういったものに関しては今後も継続をしていきたいそのように考えております。

それから、次に教育問題で少人数学級の問題でありますけれども、これはあくまで私の個人的な指針としてお聞きをいただきたいと思っております。私は、授業などいわゆる普通の勉強の時間等に関しましては、この少人数学級というのは私も大賛成です。ただ、今の子ども、児童を見るときに、私が率直に思いますのは、どこの家庭でも1人か2人しか子どもがいません。学校へ行ってこのような形で非常に手厚い保護をするという意味ではないんでしょうけれども、形で子どもたちが成長してまいりますと、そこに競争というのが全く生じないのではないのか。そういった中で、全くぬくぬくと温室で育ててしまいますと、社会に出てからのいわゆる我慢とかそういったものというものが少し足らなくなるのではないのか、率直にそんな思いを持っております。

そういった中で、ある程度、みんなでかばい合いながら、どこの社会へ行っても多少のいじめがあったりいろいろな問題があるというのは、もうごく当たり前のことだろうと思っておりますので、そういったものに耐え得る強さというのを子どもたちに植えつけるのも非常に大事ではないのか、そんなふうに思います。そういった意味では、ある程度、競争が生じるような形というものも少し考えなければいけないのではないのか、単純に少人数学級とかそういったものにばかりとらわれますと、そういった競争が私は生まれにくいような形になってしまう、そんな懸念も抱いております。そういったものも含めまして、これから少人数学級のい

いわゆる利点とかマイナス面とか、教育委員会の方のお知恵も借りながら勉強させていただきたいそのように考えます。

それから、国民健康保険事業の問題でありますけれども、私は率直に言って、今の国民健康保険では余り内容がよくなるというのは難しいだろうそのように思っております。先日も県との話し合いをさせていただきましたときに、県に対しましてもう少しこの国民健康保険の受け皿を大きくしてくれませんか、そのようなお願いをさせていただきました。できれば、県で受けていただくという形をとっていただければ、もっといいだろうと思います。と申しますのは、今の形ですと、いわゆる弱い者は全部この国民健康保険に集められてしまうというような形にあるわけですし、そんな意味では、仕事のない人あるいはお年寄り、みんなここに、老人の保健はありますけれども、そこに至るまでの間は全部ここに入ってしまうわけですから、そういった形の中で国民健康保険をよくしようというのは非常に難しい。

そういった中で、本当に仕事も働きたくても体が弱くて働けない、そういう皆さん方であれば、これはいろいろな意味でそれに対する対策を立てなければならないと思いますけれども、中にはその義務を放棄して全く支払ってくれない方もいるわけです。そういった皆さん方にまで保険証を交付をするというのは、私は率直に言って反対ですし、そういった意味では、そういったものをしっかりと担当の方でも見極めながら対処をするようにしてもらいたいそのように考えております。市民の皆さん方には、できるだけきちっとお願いをさせていただいて、そして当然、市民の皆さん方にプラスになるように我々も精いっぱい努力をさせていただきますので、そういった税金をはじめ国保税のようなものもきちんと納めていただけるようお願いをしていきたいそのように思っております。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫） それでは、私の方から行政改革大綱の策定につきまして補足をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的な考え方についてでございますけれども、行政改革大綱の策定に当たりましては、市職員が危機意識と改革意欲とを共有することはもちろんでございますけれども、市長の強いリーダーシップのもとで推進していくこととしております。また、行政改革推進委員会の設置や策定過程等の公表を通じまして、できる限り市民の皆様のご理解とご協力を得ながら策定してまいりたいと考えております。

また、行政改革大綱の策定に当たっては、事務事業を改めて見直すこととなりますけれども

も、いわゆる聖域を設けることなくすべての事務事業の総点検を行うこととしたいと考えているところでございます。

次に、実施計画についてでございますけれども、行政改革大綱中の実施計画につきましては、具体的な取り組みを集中的に行うために、年度ごとの目標を持った計画を策定してまいりたいと考えております。この実施計画の主な項目といたしましては、事務事業の再編・整理、廃止・統合、指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進、定員管理及び給与の適正化、経費の節減等につきまして、市民に分かりやすく明示した計画としたいというふうに考えております。

次に、市民の意見の反映についてでございますけれども、これにつきましては、市民の代表者等から成る行政改革推進委員会をこの10月にも立ち上げて、行政改革大綱の策定に当たってのご意見をいただくとともに、策定過程の公表等を通じまして、市民の皆様からもご意見をいただき、これらを踏まえて大綱を策定してまいりたいというふうに考えております。

また、市民の代表である議会議員の皆様からもご提言をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 市長。

○市長（伊藤忠良） 1点答弁漏れの面をお答えをさせていただきます。

まず、市道管理のあり方でございますけれども、これは、担当課の方できちっと調査をさせていただいて、そして市道の状況をきちんと把握をして管理をできるようにお願いをしていきたいこのように思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から介護保険法の関係で補足の説明をしたいと思います。

10月施行分ということで、例の食費、居住費の方が保険給付の方の対象から外れるという件に関しましての今、市単独で行っている事業ということで、市長の方から説明がありましたとおり、訪問介護料の軽減を行っております。この事業につきましては、県下18市町で行っておりまして、前には国の方の補助事業でありましたけれども、国の方の補助事業がなくなった以降も市単独事業として継続して行っているというものでございます。

内容としましては、自己負担のうちの4%を市の方で助成するというようなものでござい

ます。近隣の状況では、銚子市、八日市場市の方は、国の制度が廃止されると同時に廃止しているという状況になっております。もう一つは、社会福祉法人等による軽減というようなこの制度でございますが、やはり県下で実施しているところが46市町村でありまして、お隣の八日市場市は実施していないというような状況で、市長の答弁どおり今後とも実施していくということにしております。

それと、(2)の2006年4月施行分ということで、これが介護度の段階を増やしてというような議員のご指摘でございますが、この4月施行分につきましては、市長が答弁されたとおり、1年間の猶予、実際は制度上は2年間の猶予があるんですが、1年間の猶予を見まして、といいますのは、包括支援センター等のきちっとした準備をしながら立ち上げていくと、それから事業所等の動向、新予防給付を受けられる事業所等の動向をきちっと市が把握した上で、1年間の準備期間をいただきたいというようなことから、平成19年度からの実施というふうに考えております。

私の方からの補足は以上でございます。

○議長（林 正一郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私の方からは、新旭市の各種規則の制定関係ということで、病院関係のことについてお答えを申し上げます。

制定状況というお尋ねでございますけれども、病院関係につきましては、事業管理者におきまして地方公営企業法の規定に基づきまして、企業管理規程という形で病院事業の管理規程でありますとか就業規程、会計規程、その他に至るまで所要の規程を制定をいたしております。ただ、先ほど市の例規集、ホームページというお話がございましたけれども、事務の不慣れなために乗り遅れてしまったというのが正直なところでございまして、誠に申し訳ございません。ただ、次回の編集の際には、市の例規集の方にも掲載をされるということでございます。また、ホームページへの掲載につきましても、同様に市及び病院のホームページに掲載をいたしまして、市長部局と同様に環境を整備してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（林 正一郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 宅地開発指導要綱は、どのように作成されたかというご質問でございます。

松木議員ご承知のことと存じますが、この宅地開発につきましては、要綱、それから条例、都市計画法の規定が面積要件によって適用となります。合併以前はどうだったかと申し上げ

ますと、旧旭市は1,000平米以上3,000平米未満が市の宅地開発指導要綱、3,000平米以上ですと都市計画区域を敷いてますので都市計画法が適用となります。ほかの旧海上町、旧飯岡町につきましては、指導要綱がありまして、500平米以上3,000平米未満が町の指導要綱です。3,000平米を超えますと県の条例ということになります。旧干潟町は指導要綱はございませんでした。

どのように調整したかと言いますと、指導要綱は旧旭市に照らしまして要綱を作りました。面積要件は、旧海上町、飯岡町は500平米から3,000平米でございましたが、新しい要綱につきましては1,000平米以上3,000平米未満の適用となります。旧旭市は1,000平米以上3,000平米未満につきましては、この新しい要綱に基づきまして適用ということで、3,000平米を超えますと……。

(「実際にどういうものを作ったかということですよ」の声あり)

○都市整備課長(島田和幸) 旧飯岡町、旧海上町は1,000平米以上3,000平米未満となりました。旧旭市の指導要綱に合わせて策定しましたので、その要綱が適用となります。

以上でございます。

○議長(林 正一郎) 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長(伊藤龍芳) 質問者、松木源太郎議員の質問事項3、新旭市の少人数学級の実施並びに少人数教育の実施の推進についてお答えいたします。

教育成果を上げるための少人数学級、少人数教育の必要性については、教育現場に直接携わっている先生方並びに私ども教育委員会が求めてきたことでもあります。国、県としましても、その対応策として柔軟な計画を打ち出しております。国においては、中央教育審議会、文部科学省の第7次公立義務諸学校教職員定数改善計画に基づいての少人数教育のための加配教員の配置を進めております。また、県におきましては、学級編制の弾力化の方針に従って、1学級が39人以上の学級については2学級にすることができるという少人数学級を認めております。本市の平成17年度の状況については、担当課長に説明をさせます。本市としましては、平成18年度、2006年度も国の動向に注視し、県との連携を密にしながら各学校の1学級の人数の多い学級には、少人数学級や少人数教育のための教諭補助員の配置を進めていきたいと考えております。

(「教育委員会ではどういう議論をしたかということですよ」の声あり)

○議長(林 正一郎) 学校教育課長。

○学校教育課長(多田清司) それでは、私の方からその前の補足説明ということでさせてい

ただきたいと思います。

まず、市内の小学校15校、中学校5校のクラス構成について申し上げます。

小学校1学級の平均児童数は約27.1人で、1学級の最高児童数の学級は38人になります。また、最低児童数のクラスは10人ということでございます。1学級30人以下の学級数は148学級中109学級でございまして、73.6%になります。

中学校では、1学級の平均生徒数は34.1人です。1学級の最高生徒数は39人、最低生徒数が27人、1学級の30人以下の学級は60学級中10学級で16.7%でございまして。

次に、現在の少人数教育担当教員の配置状況について申し上げます。県からは、小学校15校中14校に計19人配置されております。中学校は、5校全校に対しまして計9人の少人数教育担当教員が配置されております。市からは、小学校7校に9人、中学校2校に3人を配置しております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 旧3町分の道路台帳、現況平面図ですけれども、これを旧旭市のような精度の高いものに統一すべきではないかというご質問にお答えします。

まず、旧1市3町の道路台帳平面図ですけれども、この地名について述べさせてもらいます。旧旭市は、地上の現況測量、3町につきましては航空測量を併用していたわけでありまして。縮尺につきましては、先ほど議員が言われた旧干潟町につきましては1000分の1、ほかは500分の1ということの精度の違いがあります。台帳図面の記載内容につきましては、これは道路法から受けた国土交通省令等で決められてそれを満足しているわけですけれども、普段この道路台帳の図面というものは十分利用されておまして、一般市民からも閲覧をして占用の申請書類につけてもらったり何かしているわけでありまして。

ところで、今のところ利用しているものから旧3町分の図面を旭市のように精度を高くしてほしいという要望はないわけでありまして。我々も不都合は特に感じていないわけでありまして。もし旧旭市のように旧3町分も精度を高めた場合、数億という金を要するということの調査も済んでおるんです。したがって、このことについてはちょっと時間をかけて勉強させてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 市民課長。

○市民課長（小長谷 博） その他の2番で、合併前の海上町の戸籍事務の取り扱い上の瑕疵

についてでございますけれども、ご質問の旧海上町における戸籍事務の取り扱いにつきましては、慎重かつ厳正を期すべきでしたが、職員の不適切な処理によって当事者にご迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

それで、行政手続により戸籍訂正ができるのではないかとということでございますけれども、まず戸籍訂正には職権訂正と申請訂正がございますけれども、市町村管理での職権訂正の場合は、市町村長の過誤により戸籍に誤記した場合、これが届出書によって明白であり、かつその内容が軽微で訂正の欠陥が身分関係に影響を及ぼさない場合ということになってございます。ですから、市町村管理の訂正はちょっとできないものと考えます。

それと、戸籍法第113条、114条の戸籍訂正につきましては、戸籍の訂正を申請により行うものでございます。この申請訂正は、利害関係人、届け出人または届け出事件の本人が家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正をするものですので、行政手続による戸籍の訂正はできないものであります。今後は、戸籍事務の取り扱いにつきましては、職員研修を徹底し職員の資質の向上に努め、適正な事務処理を行っていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 正一郎） 66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） ご答弁が私の質問の倍もかかっているのです、簡潔にと申し上げたのに大変不満です。特に、市長はだらだら同じことの繰り返しをして、私はちょっと簡潔なご答弁をいただきたいと思うんです。それで、時間もありませんから急いでやりますが、すべての項目に再質問をしなければならなくなってしまいました。

まず、市長の公約の問題ですけれども、福祉ということ、英語でウェルフェアと言いますが、大変幅が広い、地方自治法に出てくる福祉というのは、この人間が生きていくこと、人間の幸せというそういう解釈をされるわけです。地方自治法の福祉の増進の福祉というのは、普通に私たちが福祉の充実とかという場合には、社会福祉ソーシャル・ウェルフェア、つまり行政や民間がやっている弱者と言われる方たちを中心とした方を盛り上げていたり援助するというこういうものになるわけです。そこところが大変混乱していて、市長の頭の中で整理してもらいたいですけれども、福祉と言うと、先ほどあったのは旭市に住んでいる方はどうするんだい、こういうことを私は言いたくなりました。つまり、首都圏の方々との交流をやったり農産物のあれをやったり、向こうと援助したりということばかり述べていて、旭市に住んでいる私たちは、市長が進める福祉の増進の恩恵なんか受けないではないかと逆に言いたくなるわけです。ハードを私は作れと言いませんけれども、しかし福

社の増進という場合には、私は従前から申し上げているように、地方自治体というのは、そこに住んでいる住民のすべてのことにかかわっているわけですから、その方たちが暮らしやすいようにする、これがまず地方自治法の福祉の増進です。その中で、特別に福祉と言った場合には、介護保険にしる国保にしる、それから医療にしる、そういうようなことについて行政が手を差し伸べて、そういうことに足りない方たちの水準を上げていく、こういうような観点をやはり持っていただかないと言葉倒れになってしまうので、この点から言うと大変医療福祉の郷構想というのは、私に言わせれば何を言っているか分からないという言い方になりますので、ぜひ新しく計画を作る場合には、そこら辺の議論は庁内で本当にしていただきたいと思うんです。それで、これが目玉だということは幾つもあるでしょう。それは、幅広く目玉がなければいけないということをよくお考えいただきたいと思います。

食料基地の問題については、市長のこのパンフレットにも書かれていますから具体的なのは分かるんですけども、例えば、県の土地開発公社に食料関係の誘致をするというようなことがあるとしたら、それはすべてその食料を生産する、恐らくあそこは食料を中心とした加工を持ってくる以外にないと思うんですけども、すべてのそれにかかわった方が平等に参加できる、利益をこうむる。例えば、野菜の加工をした場合に、特定の大量生産をしている人だけがそこに納められるということであっては、旭市は補助をするわけですから、いろいろな面で誘致をしたところに補助するわけでしょう。固定資産税の減免、その他環境整備のお金も支給するわけですから、そういう観点をきちっと考えなければいけないと思います。そういうことを踏まえて、首都圏に対してのいろいろなものをどういうふうに食料基地としてやっていくのか。災害の時に供給するから食料基地ではないと思うんです。本当に市がそのように食料基地構想を持つのであれば、それなりのリーダーとしてのリーダーシップを市が持たなければいけないと思うんです。そういう構想をぜひつくっていただきたい。私は、議論して知恵を出せばいいものはできると思います。ただ、今、市長がお述べになっているのでは、なかなかいいものがないというふうに、こういうところで申し上げて悪いですけども、ぜひ議論してもらいたいと思うんです。

次に、基本構想と新市建設計画についてはいいですけども、ここでどうしても気になるのは、地域間競争というのです。これは、やはり市からいただいたペーパーにはっきりそう書いてあるんです。これは、市長がおっしゃったように、地域の間でほかに負けないように努力するというのだったらいんです。地域間競争に勝つという言い方をしたら、周りが聞いたらどう思いますか。こういうような構想を作ったら大変なことです。私たちは、隣の八

日市場市とも銚子市とも佐原市とも一緒にこの地域を盛り立てていかなければならないわけですから、そういうときに地域間競争に勝つような構想を作りましょうなどという、こういう発想が出てくるというのは地方自治体としてはあり得ないと思うんです。これについてぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、行革問題です。行革推進室長からもご答弁がありました。言わずもがな出てきました。本年3月29日の総務事務次官の県と政令指定都市への通達、これは市町村にも回してくれというのがあります。これをよく読んでみると、今の小泉政治が進めている行革そのものです。この中には、いみじくも指定管理制度、これはもうすぐ地方自治法で始まります指定管理者制度。県内でも、多くのところでもってやっています。図書館を指定管理者にしてしまう。病院も指定管理者に任せてしまう。こういうことまで盛り込むというふうに言いましたので、これについては十分な議会の意見も聞いていただきたいと思います。こういうことをやらないと、官から民へというのが、どうしても行政担当者の皆さん方は口に出るんですけれども、本当にそれでいいのかということを1回咀嚼しなければいけないと思うんです。ここのところをぜひ市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、規則の問題についてですが、病院の事務部長に一言だけ聞きます。病院の管理規定によってつくるわけですけれども、そうすると、病院事業管理者は規則、規定、こういうものは公表する義務がないと考えているわけです。中央病院組合のときには、告示条例を作ってここまでは告示する、地方自治法第16条では、他に対しての公示義務というのが規則、規定にもあるわけです。そういうものを省略して、病院の中だけで規則、規定をつくれば、それでもって済む。あなた方が作った給与条例には給与表ということが括弧付きであるけれども、条例にはついてないではないですか。これはどういうことなんですか、規定に作ればいいということですか。そういうような市立病院になったから、事務組合とは違ってきちっとしたものを作って、それでもって管理運営をしていただきたいと思いますが、ご答弁いただきたいと思います。

宅地指導要領については、500平米がどうなるか気になったんでそれだけ聞けばよかったですんで、私は見ていませんので、ぜひ議員にはお配りいただきたいと思います。

次に、介護保険の問題についてですが、市独自のものが継続している、私も知っています。大変私は、旭市はそういう面では評価いたします。ただ、きのうも話がありましたけれども、1から5段階の方々、私も調べてみました。決算資料によりますと、被保険者1万5,285人のうち決算資料では1市3町をまとめると1の方が133、0.87、2の方は27.7、3の方が

55. 28、それで決算で487名、きのうのご回答では5百数名ということでしたけれども、そのうちの43%、216名の方が今回の減額に該当するだろうということでもあります。しかし、4と5の方、ここが余りにも高くなった場合には、一定の援助を考えなければいけないと思うんです。そういうことがありますけれども、そこら辺についてはどんなふうに今考えているかお聞かせいただきたいと思います。

保険料のことも聞きたいですけれども、それはカットします。

少人数学級の問題です。教育委員会委員長、新しく教育委員会をお作りになって、大変まだできたばかりですけれども、1市3町はいろいろな歴史がありました。いろいろな四つの自治体の歴史を背負って教育委員会がこれから運営していくわけですけれども、この少人数学級、少人数教育について、教育委員会でどのような議論がされて、どういう方向を出そうとしているか、このことをお聞きしたかったわけです。もしやってないとしたらば、これからぜひ議論して、1市3町はいろいろな違いがあったけれどもこの方針で行こう。私は、従前からずっとあの少人数学級、少人数教育の問題についてはぜひやらないと、教育長が言っているように、基礎、基本、これが身につかない。ここから、小学校高学年、中学校、最近のあれでは高校に行って中退する方、学力が追いつかないということで大変に多くの比率で辞めている。ここを義務教育できちっと先生方のご努力でやっていく、これが一番大事なことだというふうに私は考えていまして、そのところで今聞いているわけです。新しい方針としてどういうものをお持ちかということをお聞きしたわけですので、もしもご回答いただければありがたいと思います。

それから国保の問題ですけれども、税の問題については合併に当たって二つの自治体が結局、合併するために住民の負担が多くなった、これは市長もご存じのとおりです。合併のためにはそうせざるを得なかった。それで、来年あるところで一つに決めるわけです。決めるときに、今大変厳しいから全体の中で財政努力から言って決めなければいけないわけですが、そこではやはりきちとした方針のもとに、今より上がらない、できれば下げていく、下げなければ結局、払う方が苦しいわけですから払えない。確かに私も滞納が多いということについては心配しております。ですから、私に相談かけられた方には、幸い遺産がいっぱい入ったから全部払えよと言って、百数十万円全部精算させました。何でかんでこれが先だというふうなことを話したこともあります。しかし、最近は大変市の対応が厳しくなりました。

要するに、高額医療費で返ってくる場合、念書を書けばある程度はくれたんですけれども、

今は半分出さなければ渡さないとか、一時より大変厳しくなった。財政が苦しいから分かるんですけども、しかし、短期の保険証、資格証明書の人たちはそれだけでも肩身が狭いわけですから、そういう方たちが安心して医療を受けられるような形にするのは、やはり保険証を持っていただく、そして少しずつでも払っていただく、こういう努力を今、税務課がしていますから、それを見守りながら、なるべく多くの方に出していただきたい。今でも千数百人の方が、短期保険証、資格証明書だということは大変な問題です。ぜひそういう考えでもって来年進めていただけるか、市長のご回答をお願いします。

市道の問題については分かりました。旭市においても、年間1,000万円単位、全体を変えるときには、当時6,000万円か7,000万円を使って3年ぐらいでやりました。ですけども、これを長期的にやらなければ、災害復旧のときのどこが境だということが分からないでしょう。中2区あの道路の復元のときに私はつくづく感じました。ですから、そこら辺については、市長、ぜひ来年から少しでもいいから、その道路図の改定を3町分についてしていく、そういうご決意をしていただきたいと思えますけれどもお願いいたします。

最後に戸籍の問題ですが、本会議でなぜ取り上げたかといいますと、海上町の有識者の方が、ぜひ松木さん、一度本会議できちっとこの戸籍の問題については言っておいてくれよと頼まれたんです。これは、私もあんまり言いたくなかったです。ただ、こういうミスが起こってしまった。それで、場合によったらその方が、どうしようもなかったらば、市に対して損害賠償を出すかもしれません。今どうにもさっちもいなくなってしまったんです。この問題をどうしたらいいかということは、戸籍担当者も含めてその方の子どもの親権の問題なんです、それが変わらない。弁護士ももう少し努力したいけれどもと言っているけれどもなかなか難しい。ぜひこの点について、再度ご回答いただきたいと思えます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。時間がございませんので、簡潔にご答弁をお願いします。

市長。

○市長（伊藤忠良） 松木議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

まず、福祉の関係で現在の市民には何らおかげないではないか、そのようなお話がございました。現市民に対しましては、できるだけ市民の皆さん方が住みよくなるような配慮をさせていただいておるつもりであります。例えば、健康増進の場としては、現在、パークゴルフ場の建設も予定をして準備に入っておりますし、同時に生涯学習課等では、市民のいろいろな事業に対してしっかりと後押しをさせていただいております。そういった意味では、

東総文化会館あるいはいろいろな建物等を使つての市民のさまざまな活動を見ていただければよくおわかりになるだろうと思います。そういった意味では、十分住みよいまちだろうそのように考えております。

それから、食料基地構想でございますけれども、確かにまだまだ計画段階でございますので、意に満足されないところはたくさんあるだろうと思います。そういった意味では、議員方のお考えというものも十分配慮していける立場にあるわけですから、こういった議会の席での議論というのも非常に大切でありますけれども、平素からどんどん皆さん方のご意見を市の方へぶつけていただいて、それを取り入れた食料基地構想を固めていきたい、そのように思いますのでよろしく願いいたします。

次に、地域間競争に勝つという文言を使ったことでございますけれども、これもご指摘のように少し言葉がまずかったのか、そんな思いがいたします。もう少し文言を変えていきたいそのように思います。

それから、指定管理者制度あるいは民間委託等についても配慮をしていくべきだろう、行政改革の中で単にこういったものに取り組むという形ばかりではまずいだろう、そのようなご意見でございました。十分検討させていただいて、民にゆだねた方がいいところは民にゆだねるし、行政の方で対応できるところはきちっと対応していく、そのような形をとりたいとそのように考えております。

国保税の件に関しましては、これは私は先ほども申し上げましたとおり、市民の義務は義務としてしっかりと果たしていただく、そのかわり本当に困る皆さん方に対しては十分配慮をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

市道の件に関しては、建設課の方とも十分相談をしながら進めてまいりたいそのように考えております。

○議長（林 正一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 第4段階、第5段階に対して負担軽減をやる意思があるのかということですが、先ほど市長が答弁しているとおりでございますのでよろしく願いします。

○議長（林 正一郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 再質問にお答えを申し上げます。

公表、公示の義務についてどう考えているんだということでございますけれども、実は法律上は明文の規定がないのが実情でございます、ただ、そうは申しましても重要なものに

については告示はいたしております。旧一部事務組合時代に条例でございました重要な関係のもの、今回規定という形になっておりますけれども、七つほど7月1日付で告示はいたしております。ただ、形式的にはそれで足りるということになるわけですが、今日のような時代でございますので、ご指摘のありましたような例規集なりホームページあるいはその他の方法で、幅広く見られるような形にするのが当然でございますので、そのように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（林 正一郎） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（伊藤龍芳） 先ほど質問が出たわけですが、話を深めるにはまだ回数がそれほど多くやっておりますが、これから教育的な見地に立って、前向きの姿勢で検討していきたいと、そのためにいろいろと先進市の地域の資料等を集めまして、それでいろいろと検討していきたいと思っております。特に、この教育については国家百年の大計である、それが言葉どおりにならないように、そして子どもたちは我がふるさとの宝であり、また国家の財産でもあります。ぜひ真剣勝負にこれから検討したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 正一郎） 市民課長。

○市民課長（小長谷 博） 先ほどもお答えいたしましたように、行政手続の場合には軽微なものに限るということでございますので、申し訳ございませんが、今113条、114条の関係で申立人が家裁の方へ手続を行って申請訂正をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） いろいろとまだ十分なご答弁をいただけてないのもありますけれども、1点だけ再々質問をさせていただきます。

最後の戸籍の問題についてでございます。私も、いろいろ調べてまいりました。戸籍事件は、行政不服審査法の不服申し立ての対象にすることができない、これが戸籍法第119条の2。そこですが、私が大変気にしているのは、122条に次の場合には市町村長を5万円以下の過料に処する、こういう条項があるわけです。その5、その他戸籍事件について職務を怠ったとき、これが錯誤、いわゆる瑕疵である行政行為なわけです。これは干潟町の例と全く同じなんです。本来やってはいけないことをやってしまったわけです。そういう場合が、職務を怠ったときになるかどうか私は微妙ですが、しかし、市町村長にはこれだけの責任があるということで、この対処方法を弁護士を含めて十分検討していただいて私の方に

ご報告いただきたい、このことを最後にお願いしておきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、今の松木議員の再々質問でありますけれども、担当課あるいは顧問弁護士とも十分相談をさせていただいて、市の方で対応ができる方法があるのかどうか検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 15分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 安 藤 政 平

○議長（林 正一郎） 16番、安藤政平議員、ご登壇を願います。

（16番 安藤政平 登壇）

○16番（安藤政平） 私の念願であります旭市議会における一般質問、やっとここで実現の形を見ました。市長を脇に置いて一般質問することが私の夢でもありました。新米議員の2年ちょっとの議員のこれから一般質問を行います。

（「頑張れ」の声あり）

○16番（安藤政平） 16番、安藤でございます。ご声援ありがとうございます。

それでは、ただいまより質問する前に、とにかく今まで14名の方がやってきまして、その中で皆さんお上手で、また私がしようとするをことごとく質問の中に入れてまして、さて何を質問していいのかわちょっと検討がつかなくなりまして、質問の中で重複する問題も大分出てくるとは思いますけれども、それなりに違う角度で質問させていただきたいと思います。まず、大きな1番として市長の政治姿勢についてということです。この中で小さく5つに

分けて質問させていただきます。

次に、大きい2番でございます。これは、飯岡漁港の開発の問題でございます。この件は、私は飯岡町の議会の時にも一度やっております、その後、多少進んでいるようでございます。それも含めまして、ぜひ新市でこれを実現してもらいたいという意味を込めて今回一般質問に提出させていただきました。

それでは、まず1番の市長の政治姿勢についてということで、小さな1番、新旭市へのビジョンと題しまして質問していきたいと思っております。

ご承知のように、この新市旭は農・工・商、それから漁業、非常にバランスのとれた市だと思っております。今までこの農業に関しても、全国で恐らく2番だと思っております。千葉県は北海道の次だと思っております。その中においても、この東総地域というのはトップクラス、農業が物すごく盛んな地域でございます。私どもの住んでいる飯岡に関して言いますれば、飯岡の農家人口がここにあるんですけれども、ここの中を見ますと、この統計によりますと、これは飯岡の統計なんですけれども、これは平成15年の統計なんですけれども、農家総数が376戸でございます。専業農家が188、第1種兼業が119、2種兼業が69というようになっております。

ご承知のように、飯岡町は県下でも下から3番目という小さな面積でございます。したがって、少ない面積、その土地も狭い、その中で農家は結構頑張っております。恐らく平均所得は、県下で今でも1番だと思っております。おおよそこれに出しておりますけれども、376戸の平均所得が私の調べたところによりますと1,200万円ちょっとです、そのくらい上がっております。かなりの高収入を上げています。もちろんこれは今でも多分県でトップだと思っております。五、六年前に私が調べた時には農業委員会の会長をやっておりまして、その時にあれしたときには確か一番トップだったと思っております。

きのう、おとといからもいろいろ出てますとおり、漁港に関しては市長もおっしゃったように県で2番目です。銚子市は、今年で全国で1番、2番を争ってます、その次に2番というやっぱり水揚げ高を誇っております。ちなみに、漁獲高は銚子市が年間21万トン、それで飯岡は7万1,000トンだと思っております。3分の1なんですけれども、とにかく千葉県下では2番目と、それだけの漁獲高を誇っています。

私が言いたいのは、これは後でまた聞きますけれども、順序がちょっとおかしくなりますけれども、その辺のところを考えまして、商業はもちろん旭市のバイパスを中心にしてももちろん盛んでございます。この近辺の商業圏として、大いに商店が進出してあります。ただ、問題は外から来た要するにコンビニとかファミレスとか、ああいう系統の店が結構多いです。

あれはやっぱり固定資産税はおりますけれども、もうけはみんなどこかへ行ってしまいます。できれば、旭市へ落とすような商売が発達してくれるのが、旭市にとっては最もベターではないかと考えます。その辺の意味も含めまして、市長はどのように、工業は当然鎌数にあります。それで、干潟にも工業団地があります。この辺のこれからのことを考えまして、市長にその辺の考え方をお聞き願いたいということでございます。

そして、2番目でございますけれども、これは行政改革についてということで、もちろんこの合併は行政改革が主なんです。要するに、大もとは国がないから自分たちの責任を地方に押しかけ、地方で今まで四つあったのを一つにして交付税を少しでも減らそうではないか、そんな程度の考えだと思います。ただ、それに逆らってもこれは現状がそういう厳しい状態にあるということになっていくんです。ただ、その行政改革、これは合併したから財政改革と行政改革をやらなければ何の意味もないのではないかと考えます。そして、それをいかに市長はこれをやっていくのか、その辺のご回答ができればお願いしたいと思います。

それで、小さな3でございますが、1市3町の均衡ある発展に対する考え方、また方針ということでご質問をいたします。

これは、当然1市3町が合併しまして、できれば同じように発展したい、これは町の方の願いなんですけれども、これはやっぱりどうしても集中せざるを得ないと考えます。ですけれども、それぞれの旧町にとってはそれぞれのいいところがあると思うんです。それで市長、その辺のいいところを発見しましたら、それを一つ重点的に伸ばすような政策、こういう政策をやっていただければ、合併したその町もやっぱり買い物は旭市、いや各町は住むところだよと、農業なり漁業なりあるいはいろいろな仕事在那里で成り立つ、そういう形成の仕方、作り方、そういうことも一つは大事ではないか、その辺に対する市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

4番目、これは新庁舎の件でございますけれども、これは私が新庁舎をすぐ造れとかという意味ではなくて、合併協の中でも庁舎はつくる方向でというようにと確か決まっているような格好です。何年に造るということではないと思います。これは、いろいろ造る造らないというのは、いろいろなやっぱり問題が出てくると思うんです。でも、私はこの庁舎ということを考えてみますと、現状やっぱり今各町の支所は職員が半分以下になっています。そして、大きな器がそのまま空いている。

きょうもきのうも質問の中に出てはいますけれども、やっぱりその庁舎の使い方とかいろいろな方法が出ています。これも、これからは一つ大変な問題でございます。やっぱりあれだ

けのでかい器を遊ばせるというのは、経費もかかることだし無駄、それからまたいい利用方法を当然考える必要もあるんですけども、まず庁舎をつくらないと、今の仕事の面ですか、職員の方々が仕事をする以上、物すごい何といいますか、やりづらいといいますか、例えば分散しています。今は、本庁をもとにしていろいろ何か所にも分かれています。

そういう中で、物すごく仕事の面でやりづらいのではないかと。当然この2番と絡んできます。合併しました、要するに行政改革で職員を減らしていく、そういう中で、この減らしていく上で、散らばっているとどうしたって余計な労力が必要となっています。そうすると、なかなか縮小しづらい面も出てきます。そして、まず市民にとって利用の不便さが出るのではないかと考えられます。それが1極に集中していれば、そこへ行けばすべて用事が足りると、今の形だとここへ行って何課はあっちだよこっちだよというような分散されると、どうしても使う方から見ても、ものすごく使いづらいのではないかと、ただ問題は庁舎というのは簡単には建たないということです。大金がかかります。おおよそおれなんかよく分からないですけども、30億円とも40億円とも言われています。それだけのお金の捻出、まずそれには基金が必要です。今まで積み立ては、恐らく少しやってあるかどうかしれないですけども、幾らもないと思うんです。例えば、3分の1くらい持ってないと難しいとか、そうなる、やっぱりまず基金から準備しないとしょうがない、あとは起債を起こすというような形、基金がなければ起債を起こさなければならないというような形になると思います。そうした場合、なかなか難しい問題です。

それで、一つは利用できるのが特例債です。特例債をいかにうまく使ってやればできるかなと考えます。その辺の考え方、早速造ってほしいではなくて、これからどういうふうを考えていくか、その市長の見解が分かれば幸せでございます。

あと5番目でございます。これは旧飯岡町の問題なんですけれども、飯岡支所でございます、この問題。これは、飯岡でもって大きなイベントとしまして7月の一番最後の週にいいおかYOU・遊・フェスティバルというのをやっています。今回は、市長のせいで1週間早まりました。なぜかと言うと市長選がありましたので、結果、よしでよかったのでございますけれども、そういうことでやっております。あと大きなイベントと言いますとしおさいマラソンです、約2,500人くらい集まります。このいいおかYOU・遊・フェスティバルは2日間やりまして、11万2,000か11万3,000人くらいの方が今年は集まっております。費用もかかるんですけども、花火に約500万円の予算を食っています。当然、地元は有志の寄附を募りましてそれに充てております。そういう形でやっております。でも、これは当地区にお

いては大変なイベントで、またすごいにぎわいを持っています。この花火はもったいないというような言い方もありますけれども、とにかく人が集まるのはにぎやかでいいではないでしょうか。そういうふうに私は思って、自分はそういうにぎやかなことが好きですので、大いにこれを継承して続けてもらえればと考えている一人でございます。

この飯岡の問題でございますけれども、これはやりました。この問題で、さっきも言ったように、支所の方は職員が約半分以下になっております。その中で、主に商工観光課が担当してやってきたわけです。その中で、やっぱり職員の人手不足といいますか、それで本庁へ問い合わせたらなかなか連絡がうまくいかなくて、応援も思うように得られなかったというような事態があったようでございます。その中で、地元支所としては、警備会社に頼んだりして道路の交通整理をやったらしいんですけども、何かそれが地元で承知してない警備会社でございますので、その道路の誘導の仕方、車の誘導の仕方、これが何かスムーズにいかなくて警察の方からかなりのおしかりを受けたというようなことを聞いております。そういう面でありますので地元で詳しい職員の派遣をもっとスムーズにこういう場合にできないかと、それをひとつお願いしたいと思ひまして、その辺のご回答も含めましてお願いしたいと思ひます。

それで、大きなタイトルの2番に入ります。飯岡漁港の開発についてでございますけれども、これは先ほど言いましたように、飯岡町のときも私は1回やったんですけども、その結果、かなり進んではいると思うんですけども、さらにこれを新市にとって目玉としてひとつ力を入れてほしいというところでございます。この件に関して、嶋田議員がきのうやっていただきましたけれども、さらにもう一つ突っ込んでやっていきたいと思ひますので、私の知っている限りの調査したあれを話しまして、できればこれを実現していただきたいと考えております。まず、市長は、この飯岡漁港の開発についてどうのお考えでおりますか。それで、隣にみなと公園というところがあります。これには、かなりの人が今来ております。その前に、一体、みなと公園というのはどこにあるとか多分わからない人もかなりおると思ひます。

それで、こういうちょっと地図を拡大してまいりましたけれども、後ろの方は見えますでしょうか。予算があればもう少し大きい地図にすればよかったんですけども、このくらいの予算しかなかったもので、これが入り口でございます。赤くチェックしてあるのがみなと公園です。黒いところが2,300平米、2反3畝あります。これが、黒いところが町が自由に使っていいという土地なんです。今だと市です。つまり、この港全体は県有地なんです。県

の今所管なんです。というのは、いろいろな工事をやる浚渫をやる、すべて県にやってもらうわけです。ですから、県に移管したわけです。そうすると、町は当時はお金がかからないわけです。後でこの図面をもっと詳しく見たい人はここに置いておきますので、市長は当然持っていますね。

ここへ要するに、今だと市で自由に使っている土地2,300平米、これを利用して、ここへおいしい魚を食べさせる店、それと土産物屋の店、これを造ったらいいんじゃないかと。というのは、まず飯岡で来る交流人口というのが問題になります。つまり、旧飯岡町へ何人の人が年間に来るかということ、統計が出ています。それは、平成12年には確か60何万人くらいだったと思います。ところが、去年の統計で93万人来ているわけです。これは、もちろん民宿組合、釣り船組合、いろいろな海水浴、イベント、すべて含めた中で93万人からの人が来ているわけです。例えば、公園についてもかなりの人が来ております。ただ、来てもごみだけ置いていくわけです。これではつまらない、やっぱり来た人に飯岡にもっとお金を落としてもらう。強いて言えば、旭市にお金を落としてもらう、やっぱりそういう方法を考える。県でも、観光立県という言葉を知事も大分しています。そういう方向で、やっぱりこれに力を入れるのは、これが新市の旭市全体にとっての流動人口をいかに増やせるかという、これが鍵だと思うんです。だから、市長はこれに力を入れないと次期はないと考えてください。そのくらいの覚悟を持ってやれば、飯岡の住民は99%市長に協力すると思います。そういう意味も含めまして、ぜひこれを造ってもらいたいということでございます。

つまり、ただ単に造ればいいということではなくて、それにはどうしてこういう話になってきたという前提がありまして、私は2年くらい前に当時の議会の人も何人か行ったんですけども、内房の金谷というフェリー乗り場があります。その近くに保田というところがあります。これはちっちゃな漁港で小さな港でございます。飯岡に来れば飯岡の何分の1という感じです。ところが、ここにばんやという魚料理を食べさせる店があります。出だしはほんの掘っ立て小屋なんです。ところが、いろいろ調査をしますと、これがいろいろな報道関係を使ったあるいは宣伝、これによってとにかく県外からもどんどん人が来る。さあ、狭いところで入りきれない、それで拡大する拡大する。今は300席の席を持っています。これが、昼間時に行ったら30分、1時間待たないと食べられないです。年間の売り上げが去年、おととして4億5,000万円、今は恐らく5億円を超していると思います。飯岡荘の売り上げが、1年間一生懸命飯岡荘の支配人が頑張って2億円ちょっとです。これは、新市にとって魅力的なものだと思います。

これにやっぱり市長は大いに力を注いで、観光と食、つまりきのうも出ましたけれども、嶋田議員が言ってましたけれども、要するに屏風ヶ浦とかいろいろな意味で渚100選とか夕日百選とか、飯岡はある程度、観光できれいだと、この中では少しはいいかと考えております。でも、自然の観光というのは限られております。これ以上なかなかきれいになりません。あと人を呼ぶのには食です、食なんです。食でもって人をどんどん旭市へ呼ばないと、これ以上伸びません。これに注目してもらいたい。それによって、いかに新市が流動人口を旭市へ送るか、それなりの施設、立派な施設はいらないと思うんです。立派な施設を建ててしまつたらお金がかかります。安くできないんです。原料となるイワシ、魚は豊富にあります。足りないものは入れればいいわけです。しょっちゅう漁があるわけでもないです、不漁もあります。ですので、その辺も考えまして、これは魅力的な場所とひとつ市長も考えて、よろしくその辺はお願いしたいと思えます。

そのばんやというのはだいたいそんなところなんですけれども、これはまだ詳しくやればもっといろいろあるんですけれども、ただ、このばんやというのは今従業員が料理をするプロは恐らくいないんです、みんな素人なんです。つまり、人件費が安く済むわけです。プロの料理人だったら、1か月30万円とか40万円とか払わないと来てくれない、そんな必要はないんです。料理は簡単なんです。煮る、焼く、生の三つなんです。ちょっと練習したらだれにでもできるんです、おれでもできるんです、おれは魚類は全部できますから、そのくらい簡単なんです。ですから、人件費が安い、しかもこれによって雇用が80人から100人見られるんです、これはでかいです。雇用というのが大事なんです。やっぱり新市がいかに伸びるかは、雇用の場所がなければ絶対伸びられません。いかに雇用の場をつくるかということです。それと同時に、外部からお金を旭市に落としてくれる、一挙両得なんです。それをやっていかなければ、新市は伸びないです。そうすれば、今7万1,000人の人口が近々8万、9万、10万人になるかもしれません。そのくらいの希望を持っていきましょう。

だいたいそういうところがございます。細部は、また再質問のところでやりますので、市長、よろしくご答弁お願いします。

○議長（林 正一郎） 安藤政平議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

もうすばらしい質問で、本当に引き込まれるように伺わせていただきました。

まず、その質問の1点目でございますけれども、産業の振興という面で商工業についての伺いがありました。地場産業を生かした活性化を図るべきだろう、まさにそのとおりでございます。旭市の商業の集客人口が23万人と言われておるんですけれども、その大半はロードショップ、旧来の商店街は本当に今は閑散としていると言ったんでは言葉が悪いんですけれども、全く元気がないというのが実際のところですし、それをどう活性化をするかというのが非常に大きな課題であります。旧旭市でございますと、今、駅前の開発が行われておるわけでありまして、駅前が開発できたときには、ぜひ地場のお店があそこへ張り付いていただいて、活力を出していただけたらと思っておるんですけれども、今のところ残念ながらそういった動きにはつながっていかないというのが正直のところなんです。今度、来年の4月には商工会も一緒になってくれるようですから、商工会とも相談をしながらそういった対策に力を入れたいそのように考えております。

今、ちょうど質問が少し飛びますけれども、飯岡漁港の問題でちょうど保田のばんやさんというお店のお話が出ました。私も伺っております、本当に素晴らしい活況を呈しているようでして、そういったことをこれから考えていくというのも、地場のそういった商工業の発展の大きな力になっていこうそのように考えております。

後の質問に先にお答えするようになりますけれども、この件に関しては、民宿組合の皆さん方等の相談も借りながら、何とかひとつ民活をそこへ引き込んでやれるような対策を立てたいそのように考えております。ちょうど今、県の方からもお誘いを受けまして、そういった熱意のある方をぜひ県の方と一緒に検証してくれないかというような相談を受けまして、飯岡から2人ほどそれに推薦をしております。そういったこともございますから、県と一体となってこの今、議員からご質問がございました問題としっかりと取り組んでいきたいそのように考えますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、工業団地も鎌数と干潟と2か所あるわけでございますけれども、これに優良企業を誘致をするというのは、この旭市が発展をしていく上で欠かすことのできない大きな問題でありますから、これも県と一緒に精いっぱい努めてまいりたいそのように考えておりますので、議員の皆さん方もいいそういった会社等の知り合いがございましたら、少し教えていただいて、どんどん足を運んで誘致に努めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、行政改革につきましては、先ほどの松木議員の質問にもお答えをさせていただいたとおり、新しい市を作って一番の大きな問題点であります。そういった意味で、しっか

りと取り組んで、できるだけ効率のよい行政をしいていきたい、そして市民の皆さん方に負担の軽い行政が敷けるように努力をさせていただきますので、この面に関してもお知恵を拝借をさせていただきたいと思います。

それから、その旧市町の均衡ある発展をとということでございますけれども、そのとおりでございまして、まさに旧市町ともにいろいろなその特色を持っておるわけです。そういった特徴をしっかりと生かさせてもらってのまちづくりというのが私の課題でありまして、そういった意味では真剣に旧市町のいいところを探して、そういったものを生かされるように努力をさせていただきたいと思います。

同時に、今すぐやれる方法としては、合併に際して新市の建設計画をつくりました。その建設計画に沿って、しっかりとそれが実現できるように頑張らせていただきたいと思います。

それから、新庁舎の建設でございますけれども、合併協議会では財政の問題もあるだろうけれども、先ほど議員からお話がありましたように、積み立て等も行いながら早い段階で建設ができるようにということが協議をされておるわけでございます。それに沿って建設の計画等も検討していきたいそのように思っております。ただ、ここで議員の皆さん方にも少しご理解をお願いをしなければなりませんのは、先ほど防災の話もございましたけれども、今非常にこの安全な旭市で、これまで非常に災害の少ない旭市でありましたけれども、ここへ来てどうも地震の回数等も多くなってきております。そういった意味で、まずその実行をしたいと思っておりますのは、各小・中学校の耐震診断を全面的にやらせていただいて、そして全面改装というわけにもなかなかいきませんが、まず倒れないような手当て、いわゆる地震に対する備えだけはきちとしたいそのように思っております。ですから、今外からそういった耐震装置をつける方法もあるようですから、そういった面でもまず小・中学生が安心して勉強に取り組められるような環境を作ってやって、その上で我々の庁舎の建設等も取り組みたいそのように考えております。

同時に、先ほども支所の利用方法等につきましてもお話がございましたけれども、確かに分散して不便を来たす点もございまして、今はまさにIT社会であります。今、公の施設は全部光ファイバー網で結ばれておるわけですから、これを上手に生かして使うことによって、分散をしても全く市民に不便を来たすことがないような形というものがとれるだろうそのように思いますので、職員にその辺の検討を十分していただいて、できるものであればそういった支所を上手に生かすことによって、お金をかけないで済むわけでございますから、そういった面も検討をさせてもらいたいそのように思います。

同時に、現在でも市民の皆さん方は、住民票にしても印鑑証明にしても、どこの支所でも本庁でもとれるという形になっていますから、そんな意味では、以前よりは若干なりとも便利になっているのではないのかこんなふうに考えます。将来的には、これが必要なところへ伝送できるような形にでもなってくれば、市民の皆さん方がいちいち役所に足を運んでいただくなくても用が済むようになるだろうそのように考えております。

それからいいおかYOU・遊・フェスティバル、私も向後和夫議員からと申しますより商工会の飯岡の会長さんからお話がございます、少し間で顔を出させてもらったんですけども、大変な人出でにぎわっておりました。そういった中で、交通の指導等、民間の会社を頼んで少し不便だったというお話ございました。そういった意味では、合併直後ということではなかなか相談に乗れなかったというような事情もあったのではないのかと思います。この件に関しましては、これから後は実行委員会等も設立をしていただいて、そういった皆さん方と十分相談をしながら、本当に新しい旭市にとっては一つの観光の目玉になれるような事業でございますから、こういったものをしっかりと取り組んでいきたいそのように思いますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 16番、安藤政平議員。

○16番（安藤政平） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの質問の中で一つ忘れたことがありまして、大きい2の3でございます。ライフ計画事務所は、確か合併前の5月だか6月に、要するに港の開発の問題に関するコンサルタント、そういうのが確か9月ころには出るというその時の話だったんですけども、その後、結果はどうなっているかちょっと分からないもので、その辺を分かればお願いしたいと思っております。

それと、新庁舎の問題でございますけれども、何かいろいろ調査をしていくと、この新庁舎の建設に関してあるいはその合併特例債を使う、こういう面に関して物すごい、おれなんかの頭ではちょっと理解しがたい複雑な何かいろいろあるようでございます。その辺何か説明できればお願いしたいと思っております。

○議長（林 正一郎） 安藤政平議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの1回目の質問のときに、担当の方からそのライフ計画事務所の問題では答弁書も

私のもとに届いていたんですけれども、質問がなかったものですから省かせていただきました。その後質問のライフ計画事務所にお問い合わせした基本計画はどうなっているかということでございますけれども、ご質問の基本計画につきましては、旧飯岡町において株式会社ライフ設計事務所へ調査委託をし、本年6月に報告書の提出がありました。調査にあたり、関係団体から施設に対する考え方等のヒアリングを行い、それらを踏まえ報告書では、主に管理運営体制について述べられております。内容につきましては、詳細な計画を進めるにあたっては、人材の発掘、確保に努め、本物志向のサービスを提供する体制を整えることが最重要課題であると報告されているとのことでございます。今後は、交通アクセスも踏まえまして、民間の力の発掘など、こういった問題にも取り組んでいかなければならないのかそんなふうを考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫） それでは、私の方から新庁舎建設の財源等についてお答えをいたしたいと思えます。

新庁舎建設の財源措置でございますけれども、庁舎の建設事業に対しましては、国、県の補助金の制度はございません。したがって、その財源といたしましては、地方債と一般財源または基金積立金を充てることになるわけでございます。そして、庁舎建設に係る地方債については、通常は一般単独事業債というものが充たることになるんですけれども、当該庁舎建設が市町村合併に伴い特に必要であるものと認められれば、合併特例債という有利な起債を充当することが可能となるものでございます。

なお、この庁舎に係る合併特例債の対象経費につきましては、一般単独事業債と同様の方法により算定するものとされているところでございまして、具体的には庁舎の対象経費、起債の対象となる事業費につきましては、標準面積及び標準単価に基づき算定した額に付帯施設及び外構等工事費に係る額を加算した額の範囲内とされております。ここで標準面積と申しますのは、総務省の定める基準によりまして、当該庁舎で事務をとる職員数の見込みに一定の単位面積を乗じるなどして算定をした面積でございまして、また標準単価と申しますのは、総務省の定める1平方メートル当たりの建築費で、例えば鉄筋コンクリート造4階建て以下であれば16万5,000円となっております。したがって、実際に建設に要する金額のすべてが起債の対象となるのではなくて、標準面積に標準単価を乗じた金額、これに一定額を加算した額の範囲内で合併特例債の発行、借り入れが認められることになるわけでござい

ます。ということは言い換えますと、これを超える金額につきましては、一般財源または基金積立金などで工面をしなければ建築費を賄えないことになるわけでございます。本市における庁舎について、建築費の総額であるとか積み立てておくべき基金の額等につきましては、合併協定に従いまして今後計画を策定していく中で検討されることとなると思われまじけれども、参考までに近年の県内の事例を幾つかご紹介をさせていただきます。

まず、茂原市では平成5年から平成8年にかけて庁舎を建設いたしましたけれども、市の人口は9万人台でございますが、庁舎は鉄筋コンクリート地上10階地下1階で、敷地面積が1万7,772平方メートル、延べ床面積が1万6,095平方メートルで、総事業費が78億5,000万円、うち建築費が70億4,000万円、用地費が8億1,000万円でございます。この財源の内訳は、基金が31億7,000万円、起債がおおよそ35億6,000万円、一般財源が約11億2,000万円とのことでございます。ちなみに、この建築費を単純に延べ床面積で割ってみますと43万7,000円となります。

また、佐原市では平成7年から8年にかけて建築をいたしましたけれども、市の人口が4万人台で庁舎は鉄筋コンクリート造地上7階建てで、敷地面積1万5,612平米、延べ床面積は1万1,785平米です。総事業費47億7,000万円、うち建築費が46億4,000万円、用地費が1億3,000万円でございます。その財源の内訳は、基金が約14億2,000万円、起債が約25億7,000万円、一般財源が約7億7,000万円となっております。建築費を延べ床面積で除した額は39万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 16番、安藤政平議員。

○16番（安藤政平） それでは、再々質問ということでもう少しちょっとお願いします。

大きな1番の問題は、先ほども何回も出ていますのでそのくらいにしまして、一番私が今回の質問に重点を置いておる2番、つまり飯岡漁港の開発に関しての問題をもう少しお願いしたいと思います。

この問題を出すにあたって、私はそれなりに住民といいますか、その近辺のいろいろな調査をしてまいりました。つまりこれに携わる民宿組合あるいは漁業組合、それから釣り船組合、いろいろな団体があります。それと近辺の住民です、その方々にどうだと、ここの飯岡漁港へこういうものを造ったらどうだと、だいたいほとんどの人がそれはぜひやってくれと、やればとにかく人が集まると、人が集まれば何らかのお金を落としてくれると、そういう期待が大でございます。そして、特に飯岡の民宿組合にとってはかなり研究熱心な人がお

りまして、独自でいろいろな研究をしております。その一つが、このサンマずしでございます。市長も当然知っていると思うんですけども、これは県の知事室に持っていきまして、知事にも試食してもらったといういきさつがございます、これは知事もべた褒めだったそうでございます。これはうまいと、しかもこの特徴といいますか簡単に説明すれば、要するにサンマというのは色が光ってますね、この光っているのが鮮度を表すわけです。すしにすると、これがどうしても鮮度が落ちる感じになります。これを落とさない方法を開拓したわけです。つまりどうしてかという、これに飯岡特産のカキ殻を使ったわけです。このカキ殻を使うことによって、この鮮度、色が全然変わらなく、しかも骨まで柔らかくなって食べられると、こういうやっぱり特産品を作っているんです。かなりこういう面で、うち方の組合は勉強しております。それで、うまくテレビ、マスコミを使って宣伝します。宣伝すると、民宿組合は予約でいっぱいになります。それぞれが個々の努力をしております。

したがって、さらに港へこういう店をつくることによって、これは飯岡町へ来る、旭市へ来る交流人口というのは、もう際限なく行くのではないかという夢が生まれてきます。この夢をぜひ伊藤市長の力で実現してくれれば、そして新しくなった重田助役の県とのパイプもうまく生かしてもらいまして、それと知事には10日ほど前に4時間くらい一緒にいました。何言っているんだ、いいかげんなことを言うなというんでしょうけれども、これは事実でございます、その際、この港の問題も知事と少し話しました。知事は、それはいい考えだと、これはぜひ実現するような方向へやってくれと、これは官から民ではなくて地元、つまり民から官へ経過をしっかりと上げてくださいますと、そうしたら大いに取り上げると、幸いことに旭市は県から助役さんが来ております。ますます太いパイプがつながっている。これは、市長の裁断として最高の人事ではなかったかと私は考えております。さすがに優秀な市長さん、そしてしかも収入役は置かない。これは、まさに行政改革の典型でございます。

そういうことで、これは議長も知っていますからうそを言っているわけではないです。議長、ちゃんと4時間余り同席しましたよね。

(「はい」の声あり)

○16番(安藤政平) ということでございます。それも含めまして、ひとつぜひこれは何とか重点施策として実現してほしいと考えます。

そのくらいで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(林 正一郎) 安藤政平議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長

○市長（伊藤忠良） 今の安藤議員の質問でございますけれども、まさにサンマずし、この地域の特産品としてこれから売り出せるだろうそのように考えております。近く、日にちはちょっと忘れましてけれども、合併した市の集まりがございます。そこで、地域の産物等も展示をしたりという場がございます、そこにもそのサンマずしを持っていく約束になっております。そんな意味で、この飯岡漁港の問題に関しては、これからの新市の建設計画の中でしっかりと取り上げていきたいそのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 安藤政平議員の一般質問を終わります。

◇ 高橋利彦

○議長（林 正一郎） 続いて、52番、高橋利彦議員、ご登壇を願います。

（52番 高橋利彦 登壇）

○52番（高橋利彦） 52番、高橋です。一般質問を行います。

干潟地区のごみ処理施設建設問題について。

まず、初めに環境シンフォニックのごみ処理施設の進捗状況についてお尋ねします。

干潟地区の俗に中和、正式には清和甲地先に、当時の干潟町によって一般産業廃棄物処理業の許可がされました。そして、この許可は問題が大きくなったために、その後、干潟町において許可の取り消しがされましたが、この許可に当たってはまさに電光石火でした。昨年の暮れも押し迫った御用納め前日の12月27日に、業者から許可申請が出され、今年の1月14日、許可がされました。この間、年末年始、そして土曜日曜等の休みの日を除くと、許可のための審査期間はわずか数日という短期日で許可がされたわけですが、このような許可は当然のこととして環境審議会での審議そして地元説明会なりが必要であったわけですが、それらのことが全くなく、担当課、そして町長によって許可され、我々議員は6月定例議会に地元住民からの許可取り消し、そして一般質問によって議会も議員も初めてこの問題を知ったというのが実情です。

そういう経過の中で、現在、清和甲中二区大利根用水西幹線北側の土砂採取場跡の産業廃棄物が大量に不法投棄されているその西側奥で、旧干潟町が一般廃棄物の処理業の許可取り消しを行った株式会社環境シンフォニックが、7月上旬ころからごみ処理施設の建設を始めました。地域住民は、大変不安な思いであります。このような事態から、ごみ処理施設の工事の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

次に、地域住民からの要望等についてお尋ねします。

地域住民の話では、新市が誕生してから7月4日、8月5日の2回、中二区の区長から旭市長あてに要望書が提出されていると聞いていますが、受理されているのか、受理されていればその内容をお伺いしたいと思います。

なお、市長はこの要望書の内容をどのように受け止め、どのように対応したか伺いたいと思います。

そういう中で、7月4日の要望書には、道路に敷かれた鉄板の上で事故が起きていることが書かれているが、責任はだ誰にあるのかお尋ねします。

次に、大極土木は8月5日の要望書の中で、道路の拡幅をしているとのこと及び9月10日の土曜日に市道を重機で何らかの改良工事をしていたが、個人が勝手に都合のよいように工事中の看板の設置もなく、また交通整理員の配置もなく、工事の許可もなくこのようなことができるとは思えないが、市長の明確な説明をお伺いします。

8月5日の要望書の中で、地元区長は市道を本来の原状に回復することにより、建設資材の運搬、産廃不法投棄に必要な10トン車の運行を正当かつ合法的に防ぐことができると考えているが、誤った考えなのか。また、土採取が終了して6か月になるが、現在、原状回復がなされているのか。市道の管理に対し、地元市民が大変な不信感を抱いているが、何か特別の事情が存在しているのか、市長の責任ある回答をいただきたいと思います。なお、この質問に対する回答は、新市の行政執行姿勢にかかわる重要問題でございますので、もしも明快な回答が得られない場合は、質問の回数にかかわらず明快な回答が得られるまで質問を続行いたしますので、議長のご了承もあわせていただきたいと思います。

次に、行政としての現在までの対応についてお伺いします。

私は、新旭市が誕生し、合併の効果により旧干潟町とは全く比較できないほど職員の競争が流され、有能な役職員が登用され、行政レベルもアップされ、正確かつ迅速に適正な行政の対応が可能になったものと思っております。しかし、この問題を市長は行政として現在までどのような対応をしたのかお伺いをします。

また、この問題で環境課及び建設課においてそれぞれ通知書等の文書が作成されていると思いますが、文書名と簡単な内容をあわせて伺いたいと思います。

次に、行政の今後の対応についてお尋ねします。

環境シンフォニックは、着々とごみ処理施設の工事を進めていますが、行政として今後どのような対応をするのか、環境行政としての対応についてお伺いします。

また、進入路となっている市道は、今後どのようにして適正な管理をしているのかもあわ

せてお伺いします。

最後に、ごみ処理施設の建設が強行された暁の対応についてお尋ねをします。ごみ処理施設の建設が強行された暁の対応については、どのようにするのかお尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりますが、答弁については私の質問した順序でお願いをしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 高橋利彦議員の一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時22分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、市の対応の仕方についてお答えをさせていただきます。

この環境シンフォニックの問題で、地域の皆さん方がいかに迷惑をしているのか、困惑をしているのかよく理解ができます。そして、それに関する7月4日の地区住民からの要望の問題あるいは大極土木の問題、いろいろございますけれども、私の執行前のことについてはコメントを差し控えさせていただきます、それを引き継がせていただいたわけですから、市としてはそれなりにきちっと対応させていただきたいと思います。

同時に、この問題については許可をする気は全くありません。同時に、これを見放しておくという気も全くございません。県と対応しながら、きちんとした形でこの問題を撤去してもらえるように業者と折衝してまいりたいと思います。

以上が、市のこれからの対応の仕方でございます。よろしく願いいたします。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ご質問の細目の（1）になりますけれども、ごみ処理施設の進捗状況ですが、株式会社環境シンフォニックは、8月下旬にごみ処理施設の基礎工事を完了させ、9月8日に溶融炉及びその関係資材を搬入し、最近の状況では、15メートルの煙突の基礎工

事を完成させております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 2番目の住民要望の内容についてお答えいたします。

これは分けて、要望書の内容と理由、そして市で行った措置、こんな順番でお答えしたいと思っております。

7月4日付の要望書は2点ございました。あくまでも建設課の道路関係を中心にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は計画されている廃棄物処理場に通ずる橋際の道路に敷かれた鉄板の撤去に係る措置をしてほしいというのが一つでありました。これはなぜかと言いますと、雨だとか朝霧のときに歩行者やバイクの転倒事故が現に起きちゃったということでもありますから、至急撤去しろという要望でございました。これにつきましては、道路法の第40条によりまして、土採取業者が敷いたものですから、7月20日付で鉄板を撤去させました。

二つ目に、用水路にかかる橋の重量制限をしてほしいんだという要望もございました。これは、砂採取というのは十数年来やってまして、10トン車が往来しまして騒音と振動に悩まされているんだと、廃棄物処理場に通じる大型車の通行をますます心配になるから、もう我慢の限界だと、何とかしてほしいというような要望でございました。これに対しましては、市は大型車の進入自主規制の看板を8月29日に設置いたしました。さらに法第46条、これは久須美議員さんの一般質問にもお答えしましたがけれども、規制看板をさらに立てようというふうな計画をしております。あのとき14トンの設計荷重であるということで、それを超える規制というものでございます。

さらに、8月5日に要望書が提出されたわけでありまして、8月5日の要望書の内容も大きく分けて二つございました。一つ目は、市の許可なく不法に拡幅された道路の原状回復をしてほしい。理由につきましては、廃棄物処理施設建設に伴い建設資材の運搬、産廃不法投棄に必要な10トン車の通行を正当かつ合法的に防ぐことができるということで、そういった内容の要望がされたわけでありまして、それにとった市の措置でありますけれども、土採取業者を指導いたしまして、9月10日に排水路際に打ってあった土止め用の丸太を撤去させました。これは、あくまでも道路法の40条によります原状回復ということの指示をしたわけでありまして。さらに、土採取業者には橋の上にかかる転落防止用のフェンスを曲げてありましたので、9月27日付でフェンスを元どおりのフェンスに修復をさせたわけでありまして。

それから、もう1点、要望書の内容の中に道路表面から排水路まで落差5メートルもあるというような通じる現場がありまして、転落したら危ないよと、だから市の方でガードレールを設置してほしいというのが8月5日の二つ目の要望でございました。このガードレールにつきましては、確かに5メートルもあって転落しては危ないものですから、市の方で9月13日にガードレールを設置したわけでありまして。このガードレールというのは、通行を防止するということではなくて、あくまでも転落防止用、安全のために設置したものだということでございます。

要望と市のとった措置は以上でございます。

それと、議員の質問の中で、転倒してけがをしたのは、その敷いた鉄板によるものだと、責任は誰にあるんだというような質問もありました。これは、正直なところ詳しくきょうは調べてございませんでした。でも、一般的に言えることは、通常の管理の中での道路の状態なのか、今回のように工事だとか占有物件が敷かれてあったわけですから、そこで起きた事故か、これによって分かれると思います。ですので、この場合はちょっと明快な答弁を避けたいと思うんですけども、今回の鉄板は占有物件であるということですから、だれに責任があるかと言えば敷いたものの責任ではないか、この辺はもうちょっとよく調べさせてください。

質問に対する回答は以上でございます。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、3番目の行政として現在までの対応についてご回答いたしたいと思っております。

行政として現在までの対応としては、7月12日からこの問題に関係する課の打ち合わせ会議を発足し、環境課が主管課として連絡調整を始めました。7月25日、29日、地域住民の苦情処理として、環境課は環境シンフォニックが放し飼いをしていたすべての犬を捕獲しました。8月19日、環境シンフォニックに対し異議申し立てに対する決定書を交付するための通知を行い、8月22日、異議申し立てに対する棄却の決定書を交付しました。

9月13日、県資源循環推進課及び市環境課が立ち入り検査を実施し、環境シンフォニックに対し工事及び資材の搬入の中止を県副課長、市環境課長名で文書により指導し、確認のため環境シンフォニックの代表者の署名と押印をもらったことなどが現在までの主な対応です。

続きまして、4点目でございますけれども、行政の今後の対応についてとのお尋ねですが、株式会社環境シンフォニックが設置を計画している施設は、焼却施設に該当し、廃棄物及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、知事の許可が必要な施設となったことを9月

21日、千葉県知事が判断したと聞いております。したがって、今後の対応といたしましては、この焼却施設の許可事項は県の所管となりますので、県と十分協議を行い、あらゆる想定を視野に入れ、今後の対応をしたいと思います。

続きまして、第5点目でございますけれども、ごみの施設が強行に建設された場合とのお尋ねですが、この業者が建設を再開するには、まず知事の許可を得なければできません。これを無視して施設を設置すると、当然、廃掃法第25条第1項第6号の罰則規定に該当いたします。さらに、原料となる一般廃棄物の焼却灰については、市が絶対に提供しませんので操業はかなわないものと思っております。

以上をもちまして、高橋議員の回答とさせていただきます。

○議長（林 正一郎） 52番、高橋利彦議員。

○52番（高橋利彦） それでは、再質問のまず最初に進捗状況についてお尋ねをいたします。

伊藤市長の就任初日の初仕事が干潟地区のこのごみ処理施設の現地視察であったと伺っております。そういう中で、ごみ処理施設の建設のために地元住民は、わらをもつかむ思いでいる中で、市長のこの現地視察は、本当に地獄で仏に会ったような、また鬼に金棒というような気持ちになったのではないかと思います。そして、市長は議会においても市の重要事項と認識し、関係各課が総意結集し建設を中止させるよう対応策を講じ、一日も早い地域住民の不安を解消するよう指示したということでございます。しかしながら、市長が現地視察したときと比べますと、かなり建設作業が進んでおります。これでは住民の不安がますます募るわけでございます。市長が部課に対してどのような指示をしたのか、そのことでございます。市長が指示したにもかかわらず、このように建設作業が進んでいるということは、部課が市長の指示に従わなかったということでもあります。そういうことの中で、市長はどういう指示をしたのか。また、職員の皆さん方は、この市長の指示に対してどのような対応をしたのか具体的にお答えをいただきたいと思っております。

それから、行政は文書が何よりも優先するところでございますので、当然このための会議を行ったということであれば、それらの何らか文書があると思っておりますので、それもお提示いただきたいと思っております。

○議長（林 正一郎） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） この件に関しましては、建設課、環境課ともに私の目から見まして精いっぱい努力をしてくれているそのように考えております。同時に、私自身も県の方へも出向

きまして県とも相談をしまいでしております。そういった意味で、先ほど環境課長からお答えをさせていただきましたように、この溶融炉は焼却施設ということで、県の方から焼却施設は知事の許可を得なければいけないという通知が、9月21日付で出されております。そういった形で、この問題は旭市にとっては立ち入りをするという認可を持っておりませんものですから、そういう形で県と相談をしながらこれを止めていく、全力で県と相談しながらこれに対応していくというのが、現在とれるべき姿でございます。そういったことも議員にご理解をちょうだいをいたしたいと思えます。

21日の県から出されました許可につきましては、こちらにファックスをいただいておりますから、それを提示をしろということであれば、環境課長、それは提示できますね、それは皆さん方にご覧に入れることはできます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 52番、高橋利彦議員。

○52番（高橋利彦） ただいまの市長の答弁は、私の質問と違っているんです。私は、市長がどのように部課にこの問題について指示をしたか、その辺のことをお尋ねしているわけです。県が云々、これは関係ないわけです。

○議長（林 正一郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これは、溶融炉の問題ですから、県が関係ないというわけにはいかないんです。私からどんな職員に指示を出したかというのは、県と相談をしてこの仕事を差し止めるという指示でございます。そういった意味ですから、県と相談もせずに我々のところだけでやるというわけにはいかないものですから、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（林 正一郎） 議会運営申し合わせ事項で、一般質問の場合には平成17年6月24日に1市3町議会例規等検討委員会において決定されておる質問回数は3回以内として、質問時間は答弁を含めて90分までとなっておりますが、特例を持ってもう1回、質問を許します。

高橋利彦議員の再々々質問を許します。

○52番（高橋利彦） 議長、確かそれは私も重々承知しております。しかし、答弁と質問がかみ合わなかった場合、これは逆に答弁を取り消してもらうのが当然だと思います、いかがですか。

○議長（林 正一郎） それでは1問1答になっちゃいますから、規約どおりにやっていただきたいと思えます。1回だけ質問を許します。

どうぞ。

○52番（高橋利彦） これは、私は職員にどういう指示をしていたかを、市長がどういう指示をしたか、それを伺っているわけなんです。それを県が云々、答弁はこれではないんです。職員にどういう指示をしたか、例えばあそこに今溶融炉を建設されようとしていますね、ですからそれを、溶融炉建設より何より、まずその資材を運び込まないようにこういうふうに建設課はやれよとか、そういう中で環境課はこういうふうによれよと、その指示をどういうふうにしたかということを探っているわけです。ですから、あくまでもこれは答弁と質問は合わせてもらいたい。それで、合わない答弁、質問であれば、それは削除していただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 市長。

○市長（伊藤忠良） 県と相談をして工事を中止させるようにという指示を出しました。

○議長（林 正一郎） よろしいですか。

（「全部で5番まであるんだから」の声あり）

○議長（林 正一郎） だから、先ほど、よろしいですか、私が環境課長と言ったときに、高橋議員が質問に立ったから環境課長の答弁がなかったわけです。だから、今からでは環境課長、答弁願います。

○環境課長（堀川茂博） ちょっと先ほどの補足をしたいと思いますけれども、県の方の所管に移ったわけでございますけれども、これから業者側は県の方に事前協議の申し出をしなければいけないということになります。それから、それらについてはすべて書類で行うようになりますので、それらをちょっと付け加えたいということで手を挙げました。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） よろしゅうございますか。

（「要望」の声あり）

○議長（林 正一郎） 要望なら結構です。

○52番（高橋利彦） この進捗状況についても要望といたします。

結局、住民がこれだけ不信感を抱いている中で、せっかく行政がこれだけ頑張ってくれているわけでございます。しかしながら、この建設は着々と進んでいるわけでございます。そういう中で、このままいきますと、どうしても行政不信につながりますので、なるべく建設が進まないような対応をとっていただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。いいでしょう。

○52番（高橋利彦） いや、この五つ質問があるでしょう。

○議長（林 正一郎） 要望。

○52番（高橋利彦） いや、1の要望なんですよ。

（「議事進行」の声あり）

◇ 菅佐原 滋 之

○議長（林 正一郎） 続いて、57番、菅佐原滋之議員、ご登壇を願います。

（57番 菅佐原滋之 登壇）

○57番（菅佐原滋之） 新旭市の誕生の第1回定例議会で、議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。質問は通告の順に行います。

第1番目は、伊藤市長が市長選挙に際して提示された食料基地構想の内容であります。

新市旭は、豊かな土地に恵まれ温暖な気候とあわせて基幹産業である農業にとって最適の地域であります。合併前の1市3町の市長、町長がこぞってその条件をたたえ、農業がやりやすい土地であることをいろいろの機会に申しておられました。現実に旭市の農業生産額は県下第1位であります。野菜の生産体制の構想についてお伺いをいたします。

露地、施設、多種多様な生産が繰り広げられておりますが、行政としてどのような取り組みを考えておられるかお聞かせください。

また、次に日本人の主食である米についても、販売、消費、その体制が著しく変わりつつありますが、政策的にどう取り組みを進められるかお伺いをいたします。

次に、畜産業の販売体制の取り組みについて伺います。

旭市における畜産の主役は養豚でありましょう。もちろん肉牛も養鶏も営まれておりますが、何といたっても常時飼養頭数17万頭を数える養豚でありましょう。この製品の販売に大きな改革を求められる時期に来ているような気がいたします。

次に、海岸を持たなかった私ども旧干潟町の間人にとって実感がわかないのでありますけれども、水産業の発展についても構想の開陳をお願い申し上げます。

農林水産業に限らず生産業の発展は、その製品が適正価格でスムーズに販売されることであります。農業に絞って考えるならば、消費者の好む品、すなわち安心・安全な製品を適正価格で供給が継続して行われることが肝心であります。生産者、いわゆる農業者、農業団体が主体的に取り組んでいけるように、行政はその支援体制を整えることが役割であろうと考えますが、市長はどのように考えておられますかお伺いをいたします。

畜産の振興を考えた時、常時頭数、飼養頭数17万頭の肉豚、年間出荷頭数40万頭に近づくであろうこの豚の頭数が、旭市が筆頭株主になりました株式会社食肉公社の年間の処理頭数に並ぶものであります。食肉公社の処理量は、旭市だけの区域ではありません。したがって、今、市内の養豚業者でも半分程度は県内外のと場へ移送して処理をしているのが実態であります。なぜ、このようなことに発言が及ぶかと申せば、昨年の暮れあたりから今年の春先にかけて盛んに話のありました某食肉メーカーの旭市への進出のうわさが最近聞かれなくなったからであります。

市長は、先のご自分の市長選挙の決起大会の折、食肉メーカーの旭市進出の話をされましたが、その後、どのようになされましたかお伺いをいたします。これは、相手のあることですから、一方的に進むとばかりは思いませんが、大手の食肉メーカーがこの旭市へ進出していただければ、雇用も増大するでしょうし税も期待できるでしょう。何よりも、直接的に畜産農家が買い手が多くなることによって、生きた家畜を移送しなくてもよくなるのです。ロスもなくなります。ありがたいことだと喜んでおった畜産農家が、その後の話の途切れたことを非常に心配しております。大手食肉メーカーのその後について、差し支えない範囲でお話しいただければ幸いです。

私は、農業振興の中で市が主体的に改革、改善ができる部分は、先にも申しましたが、筆頭株主であり行政指導が及びやすい株式会社食肉公社を中心とした畜産部門の取り組みであろうと考えます。市政執行が常に住民の幸せを考え努力されるならば、必ず明るい将来があるものと思います。具体的な答弁をいただければ幸いです。

次に、コンプライアンスについて伺います。これは、法律、条例、命令などに従うことでございます。

去る7月20日に行われました農業委員会の役員決定の経過と手順についてお聞かせください。

7月17日に、旧干潟町の範囲で第4選挙区が選挙を終わりました。農業委員会の選挙でございます。7月20日に総会が招集され農業委員会の役員が決定されたのは、どのような根拠法令に基づくものかお伺いをいたします。

農業委員会の任務については多少承知しているつもりでございますが、県への文書の進達についても、代表者が存在しなくてはできないでしょうから、でもこの時点では議会推薦の4名の委員は決まっていなかったのです。議会推薦の委員を上げてくれと議長に言ってきたのは7月14日付の文書が7月19日でした。総会の前日です。私は、この総会は事務手続上困

るので、会長代行を決めて翌月に予定される全員がそろった段階で再議するものと思っておりましたが、7月20日に決定をしてしまったと聞いて唖然といたしました。

また、この件を日程を含めてほかの課長に伺いましたところ、議会の推薦の農業委員会は、役員にならないのが旭市の慣例であるとの話が返ってきました。7月1日に対等合併で成立した新旭市が、3週間もしない中で旧旭市の慣例がまかり通る、こんな実態に驚かされました。対等合併とは、名目だけだったのか、こんな気がいたしたのであります。ちなみに、干潟の慣例では、議会の推薦委員が正副委員長を担当する機会が非常に多いことを開陳しておきます。職務の執行に当たり、公平、公正でなければならないでしょうし、そのように努めていただきたいと思えます。新市旭の慣例については、これから時間をかけてでき上がっていくものと思われませんが、このことについてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

次に、環境シンフォニックの溶融炉についてお尋ねをいたします。

重複する部分もあるかと思われませんが、現状と将来の見通しについて伺います。この点については、旧干潟町の不手際によりまして許可を与えてしまった、そのことがスタートになっているので、大変ご迷惑をかけるそんな気がいたしますが、私ども議会議員がこのことを知ったのは、先ほどの高橋議員の発言にもありましたように、6月の定例会の直前でございました。それだけ急な話であったわけです。しかしながら、住民の不安を取り除き安心できる生活を一日も早く取り戻していただきたい、心からそのように思っております。

次に、地元から提出された要望書の取り扱いについて伺いをいたします。

二度にわたって届けられた要望書は、地域住民の切なる思いがあつての文書であります。余りにも対応に時間が経過し過ぎてはいませんか、この辺の所感をお伺いしたい。

次に、執行者並びに市長が万難を排して事に当たるように、あらゆる手を尽くして建設を阻止できると、阻止しなさいという命令が出ておりました。それは、先ほどの高橋議員の質問にも答えられたと同じこととございます。地方公務員法には、職員は法令に従って、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとなっております。このことをどのように感じておられるか、担当の職員にその思いを語っていただきましょう。

次に、公民館だより等について伺いをいたします。

7月1日の合併をもって、公民館だよりのように市民に知らせる役目のいろいろな広報が創刊されたり廃刊されておりますが、その基準について名称を含めてどのようなプロセスで、どの機関が決定されましたか伺いをいたします。

各市広報紙には、合併により変化を来たすのは必然でありましょう。しかし、どんな広報紙でも長年つき合ってきたものには愛着があるものです。そこで、創刊、発刊がどのような基準によって決定されたか教育長にお伺いをいたします。

次に、生涯学習の基本的な取り組み、考え方についてお伺いをいたします。

高齢化社会の到来で、生涯学習の充実は重要性を増してきました。これからはますますその中身に期待が寄せられることでしょう。健康で楽しい老後はだれでも望むところですが、新市のこのテーマに対する取り組み、考え方をお伺いをいたします。

次に、住民サービスの考え方について市長にお尋ねをいたします。

行政は、最大のサービス産業であるという言葉があります。行政執行の頂点に立つ市長の住民サービスの考え方についてお伺いをいたすところであります。不慣れなため勝手なことを申し上げましたけれども、簡潔な答弁をよろしく願いをいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 菅佐原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、食料基地構想の中での野菜の生産、販売体制の構想という問題でありますけれども、きょう先の議員の方々の質問にもお答えをいたしましたとおり、いろいろな意味で都市部の消費者との交流を持ちながらそういったものを強めていきたいのように思います。市の現在行っておる取り組み等につきましては、担当からお答えをさせていただきますけれども、現在、旭市の流れとしては二通りあるかと思えます。一つは、農協による市場への販売方法、そしてもう一つは生協等と消費者と直接の取引をする方法、その二通りあるかと思えますけれども、両方ともこれからの旭市の野菜の販売の体制としては大事なことだろうと思えます。同時に、できれば加工の面も併せて考えていったらとそのように思っております。同時に、野菜の生産の面では、私は個人的には農薬を使わない無農薬野菜というのは、業としてはなかなか成り立たないという考えを持っておりますから、そういった意味で安全な農薬を政府にしっかりと生産をしていただいて、そのきちんとした使い方を守りながら安全な野菜を消費者に提供していく、これが生産地の役割だろうそのように考えております。そして、できればその生産体制というものを、こういった消費地に近いところがございますから、消費者の皆さん方にお越しをいただいて、その目で見ていただいたり、自分たちでしっかり

と農業体験をしていただく中で、安全な野菜だというものをしっかりと見ていただいて食べていただけるようなそういう体制をつくり上げていきたい、そんなふうを考えております。

それから、千葉県食肉公社に関連しての畜産の販売体制の問題でありますけれども、これは本当に重要な問題でございまして、同時に、この地域にとっては農業の中でも非常に大きなウエートを占めている部分だろうそのように思います。千葉県食肉公社を拝見をさせていただいたおりました、私が率直にご意見を申し上げておりますのは、あそこにもう少し問屋を連れてきてください。その販売体制でいわゆる出口を作るのが一つ、それからあそこで競争が生じるような仕組みをぜひ作ってもらいたいそのようにお願いをしております。

私も養豚農家でございますから、少し値をよく買っていただければ荷はしっかり集まるわけです。現在、昨年度の食肉公社の豚のと畜頭数が約37万頭、恐らくこの地域には、その倍の豚が旭市だけとは言いませんけれども、この食肉公社の関連する中では約倍くらいの豚がいるだろうそのように思いますので、できれば私も菅佐原議員と全く同じ考えでして、この時代に東京へ生きた豚を運ぶというのは決して褒められたことではないだろう、できればこの生産地で処理をして、処理をしたものを消費地へ運んでいくのが理想だろうそのように考えております。

ちょうど昨日の朝、食肉公社の長田社長が私のところへ見えましてものですから、そのときにもお願いをしておりますし、県の方にも、もう少しと畜頭数の拡大をしてくれるようにお願いをしております。そういったことで、きちんとした食肉公社の体制を整えていただいて、もっと地域の生産農家に便宜を図ってくれるようにお願いをしております。食肉公社の社長そのものも、もっと大きくしようという希望を持っておりますし、そういった意味ではもっととどんどんいわゆる出口を広げるという意味で、問屋の参入もこれから図っていく、そういった約束もしていただいております。

それから、前回お話がございました某会社でございましてけれども、その後、進出の話は正直言って立ち消え状態でございます。ただ、豚だけは使ってくれるということで、週5日のと場ですから、2,000頭くらいの豚を使っただけの希望は持てるようでございます。

それから、環境シンフォニックの問題でございましてけれども、職員へという質問でございましたけれども、質問と少しそぐわない点、お許しをいただきたいと思っておりますけれども、先ほど高橋議員にもお約束をさせていただいたように、これから職員と一体となって県と相談をしながら全力を注いでこの事業の阻止をしていきたいそのように考えておりますので、議員方のご指導とご協力をよろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

それから、住民サービスの問題でありますけれども、市民の皆さん方が市役所へお越しを
いただけてまずしていただく要因の一つは、住民票あるいは印鑑証明等をおとりに来ていた
だくという問題がまず一つ、それに関しては、今は本庁でも支所でもとれますし、私はこれ
は近い将来、恐らく必要のあるところへ住民票でも何でも伝送することによって用が済むよ
うな形になるのではないのかと見ておりますし、そういったお願いも県なり何なりにしてい
きたいそんなふうに思っております。

それから火葬等の問題、葬儀等が生じた場合に市役所へ訪れますと、旧旭市の市役所
の場合でありますけれども、何か所か歩かなければならない、こういったものもできれば1
か所へ来ていただいたらそこで用が済むような形がとれるように、職員にもそういった方法
を少し講じてくれないかというようなお願いもさせていただきますから、そういった1か所で用
が済むような形がとれるように便宜を図らせてもらいたい。

それから、先ほど松木議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、旭市では
と申しますより旧旭市でも行っていたことで、今度はそれを全区域に広げますから、市民の
皆さん方がいわゆるいろいろな趣味に興じたいと思いついたときに、いろいろな趣味の講座
等も設けてございます。そういったサービスから、それから今、今度は市民の足の確保とい
うことでコミュニティバス、循環バス等も今検討をさせていただいております。市民が要望す
るようなことを何でも行うというわけにはまいりませんが、積極的に検討をさせてい
ただいて、市民に便宜が図れるように努力をさせてもらいたいそのように思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問に対しまして野菜あるいは米、水産業の販
売そういうところにつきまして担当課の方から答弁させていただきます。

ご承知のように、野菜なりあるいは米またはこの管内には花もあります。そういうものに
つきましては、今までの作れば売れるそういう時代から売れるものをどう安全に作るか、そ
れをどう有利に売るか、実はそういうことが我々の課に課せられた大きな課題かなというふ
うに認識しております。一つとしましては、前に議員からご質問の中にありましたように、
インターネットで何かうまく販売できないか、そういうものを含めながら課としていかに有
利に売れるかそういうものを検討していきたい。ただ、インターネット等になりますと代金
回収の問題といろいろございます。そういうものを地域の農業者の方と一体となってこれか
ら構築をしていきたいというふうに考えております。

特に、農協にはこの高く売るという部分につきまして我々もいろいろな産地の事例を紹介しております。先日は、農協の職員を連れてきまして松尾町にカット野菜の工場があります。そこでは、大根を1本で売るのではなくて今、大根は3分の1カットあるいはキャベツは2分の1、そういうようなカットの仕方によって高く売る、そういうところも農協にも視察をしていただきました。特に、トウガンが今まで1個で売れなかったものが4分の1にしましたところが大分売れる。そういうことで、売り方一つで農家の所得も上がっていくのかとそういうことで努めていきたい、そういうことで考えております。

それと水産につきましては、特に飯岡漁港は量がいっぱいとれるということで今までいろいろありました。ただ、この量だけでは漁民の方はなかなか潤わない。そんなことで、このイワシをいかに今まで魚のえさとかそういうものの扱いであった。それをなるべく多く、人間が食べていただくような消費拡大あるいは県内あるいは全国に販売の促進というようなことで、先般も県の水産課とともに市と県といろいろ勉強会を持つととそういうことでやっております。そういうような方向で、量から金額というようなことで対応を図ってまいりたいそういうように考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） 農業委員会の役員決定の経過と手順についてお答えいたします。

根拠ということでございますけれども、農業委員会等に関する法律第21条及び旭市農業委員会会議規則第7条により総会に関する規定がございまして、総会は在任委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっております。7月20日の総会時の在任委員は24名で全員出席の会議でございます。

なお、議会の推薦委員が欠けている状況等の会議でございましたが、空白期間をつくってはならないということで、合併時という状況でやむを得なかったのかと考えております。

次に、2点目の新旭市における関連についてお答えいたします。

会長等の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、互選により選出されたものであり、旧旭市では代々公選の委員から会長が選出されておることございまして、慣例ということではございません。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、大きな3番目の環境シンフォニックの溶融炉についての

(1) と (3) についてご回答いたします。

(1) 現状と将来の見通しとのご質問ですが、8月22日、本件異議申し立ては理由がないとして異議申し立てを棄却した現状にあります。

次に、将来の見通しにつきましては、業者が設置を進めている施設である溶融炉は、先ほど来申し上げているとおり、知事の許可が必要な焼却施設に該当するとの判断を県がしたため県の所管となります。

そのほかにこの業者が市の決定について、6か月以内に処分の取り消し訴訟の提起を起こすことができます。さらに、損害賠償訴訟等が想定されますので、法令を遵守し万全を期して対応する所存であります。

それから、(3) 番目になりますけれども、執行者並びに市長の命令をどう扱ってきたかということがございますけれども、この問題については大変重要な問題としてとらえ、必要な資料を十分収集した上で、重点をどこに置くべきか、法令の根拠はどうか、違法な面はないか、通達行政実例、判例を調べたか等々を精査し、最後に上司の意図、すなわち市長の考え方である命令を反映しているかどうかを確認し、慎重を期して事務に取り組んでおります。特に、このような事案は規範あるいは事務処理を行う上で、市長の考え方である命令が重要な要素となりますので、執行者の長である市長の命令を最優先として職務を執行しております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 環境シンフォニックの地域住民からの要望等について、市の措置までに時間のかけ過ぎであると、どうしてかというご質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては、議員から建設反対陳情審議のための文教福祉常任委員会でも申し上げましたですけれども、道路や橋の原状回復のためのその根拠、根拠というものの調査に時間を要したということと、原状回復義務者の説得に時間を要したということでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 公民館だより等についてお答えいたします。

これまで各種講座や催し物の案内として、旧旭市では生涯学習情報紙「あじさい」を年2回、前期4月1日と後期9月1日に発行しておりました。旧海上町では、海上公民館だよりを毎月1回発行しておりまして、旧飯岡町、旧干潟町では町の広報により情報を提供してお

りました。合併後は、旭市民に広く生涯学習講座の募集案内と情報の提供ということで、旧1市3町にわたる各公民館、図書館、関連施設等々を含みまして、後期に開催する各種教室講座を取りまとめまして、後期分のあじさい9月1日号を発行したものでございます。発行までに新たな名称等の検討する時間もなかったものですから、今までの名称をそのまま使用いたしましてご心配をおかけいたしました。平成18年度に向けまして名称、内容等についても精査しているところでございます。新合併式典等におきましても、市の花等も決まるようでございますので、またいいアイデアがありましたらよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、公民館だよりにつきましては現在休刊しておりますが、今後は、旭市内の公民館や関連施設等で実施している事業を含めまして、さらに詳細の内容で発行するよう調整しまして、発行に際しましては、市内の各施設を利用していらっしゃる関係者から広報編集委員を選出しまして、編集委員会を経まして定期的に発行していくつもりでおります。

2番目の生涯学習の基本的取り組み、考え方についてですが、生涯学習という考え方といたしまして、対象はこれは幼児から高齢者まででありまして、学校教育もまたその基盤をなすものと考えております。旭市における生涯学習の基本的取り組みといたしまして、21世紀のこれからのグローバルな時代を生きるためには、生涯にわたって学び、ゆとりや豊かさ、喜び等を味わいながら、みずからの生きがいを創造していくことが重要であります。そのためには、市民一人ひとりが自ら学び、教え合い、その成果を社会に還元することが大切かと思ひます。

まず第1に、自ら学び教え合い、他を思いやる心豊かな人づくり、2番目に生涯スポーツを楽しむ人づくり、3番目に伝統文化を継承し文化をはぐくむ人づくり、4番目に家庭、地域、学校が一体となって共生する地域コミュニティづくりの4項目を基本理念として、学習機会の提供をすること、学習支援体制の充実を図ること、生涯学習施設の整備、充実を図ること、推進体制の充実を図ることに向けて、いつでも、どこでも、だれもが学べる学習環境づくりの達成を全庁体制を基盤としながら、関係機関、関係団体、民間等のネットワーク化を図りながら市民の多様な学習ニーズに対応して、また支援していくことを目標に、現在、生涯学習推進計画を検討、作成しているところでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） 再質問をさせていただきます。

食料基地構想の中での旭市の野菜、いわゆる2本立ての方向づけだという市長の答弁でございますけれども、やはりこの方法以外には恐らくは考えられないだろうというふうに、ただ行政が進められる範囲というのは、あらかじめいわゆる経済行為ですから、お手伝いをするとか、その体制を支援するということになろうかと思えます。ですから、余りに深入りするとこれまた問題が起こるかというような思いをいたしております。しかし、安心、安全ということについてのいわゆる消費者のニーズはますます高まるでしょうし、そういう中で先ほども申し上げましたように、旭市が直接、より深く取り組めるというのは、株式会社食肉公社の経営も踏まえて、その方向づけであろうというふうに思います。大手食肉メーカーが、その後進出の話が頓挫したというのは残念な話ですが、それに懲りずにいわゆる情勢を整えて、ぜひとも進めていただきたい。

ただ、この中でやはり小泉内閣の既得権のどうのこうのという今度の選挙の争いのテーマになった部分もありますけれども、既得権が、いわゆるあそこに幾つかの間屋が入っております。その間屋が、今おおむね37万頭の豚が順調にはけているからこれ以上はいらないと、したがって、新しい買い手が入ってもらおうと、今までのおれたちの平穏な取引が壊されやしないかということが、もしもこの大手食肉メーカーの進出を拒んだとすれば、これは問題です。ですから、このことについてあくまでも行政執行は市民が主役です。そのことを市長、肝に銘じて運営をしていっていただきたい。筆頭株主であるところの旭市が、いわゆる主導権を握り、なおかつ行政指導もできると、今、私は食肉公社がどのぐらい借金が残っているかしりませんが、自治体が後ろで判を押しているわけです。だからこそ、今の食肉公社があるというふうに考える面もあります。したがって、そういう人質とか、それをとってあるわけです。ですから、行政指導の中でどうしてもこの旭市の畜産農家が喜んでその生産に携われるような、そういう環境づくりを指導していただきたい、導いていただきたいということ、市長の行政指導の心意気をまずお答えをいただきたい。

次に、農業委員会の役員決定の経過、今の説明で承知しましたが、しかし、4名の委員は任命されていなかった。そのときに、確かに規約では半数以上出席すればオーケーかもしれませんが、これは、しかし乱暴なやり方ではないか、余りにも乱暴ではないか、ということは何でこれを代行にしておかなかったか、先ほど申し上げましたように、次の総会で再議する、そんな方法もあったと思えます。ある見方では、議会軽視につながらないかという感触も持ちます。どうぞ、この辺の再答弁をお願いいたします。

次に、旭市の慣例と申ししたのは、要は先ほども残念なことを申し上げましたけれども、

1市3町新設合併でスタートしました。特に、職員の皆さんにお願いしたいことは、小さくても一国一城そんなつもりで私どもはおります。兄貴分の旭市が、大目に見て懐の大きいところを見せてください。先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、いわゆる旭市の決めごとがそのまま新市の決めごととして通っていることが非常に多く見受けられる。少なくとも何らかの形で機関決定をしていただきたい、それで進めていただきたい。そういう経過を経れば、何も申し上げることはございません、そんなふうに考えます。

次に、建設課長の答弁の中にありましたように、いわゆる道路の問題ですけれども、その原状回復のための根拠を見つけるのに時間がかかった、そういうお答えでした。しかも、私の調査では、あるいはこれは調査というよりは常任委員会のメンバーに配られた資料の中に、あの角型カルバートは、あなたがおとといの久須美議員の答弁の中にありましたように、強度が16トンというふうにお答えになりました。これは、新しい製品での強度でございます。どこで調べられたか存じませんが、確かにメーカーではそういう答えを出すそうです。しかしながら、私どもがいただきました資料の中に、老朽化が顕著なために敷き鉄板をして4トン以上はだめとそういうふうに明記されております。先日の久須美議員の答弁を訂正する必要があるのではありませんか、所見を伺います。

いわゆる7月4日に執行者から、8月5日に新市の市長から、何としても阻止するようという命令を受けていながら、現実に行われたのは9月も半ば過ぎです。こんなスローモーな措置の仕方では、本当に公務員としての任務が果たせるとは思いません。もっとスピーディーな確かな行動をとっていただきたい。なぜそれができなかったか、再答弁をお願いいたします。

公民館だよりについて重ねて申し上げます。

海上の公民館だよりは毎月発行されておりました。内容についてもご承知のはずです。予算も来年の3月までついております。そんな中で、旧旭市の年2回の行事の報告というかPRのためのあじさいが9月1日に新聞折り込みとして私どもの手元に来ました。当然のことながら、これらのことは最低限でも公民館運営審議会なり社会教育委員会なり、そういうところで議論されてしかるべきであろうと、今の教育長の話では、平成18年に向けてというお答えがございましたが、ぜひひとつその辺の決め方に市民が納得するような、そういう手だてを講じてほしいと思います。一部の人たちが、独断専決でやれる問題ではないと思います。ましてや公民館は公平公正で、市民のみんなのものであるということは明確でございます。そのことを肝に銘じて運営を図っていただきたい。

以上、再質問をさせていただきました。的確なご答弁をお願いします。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問は途中ですが、3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時50分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅佐原滋之議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、菅佐原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、野菜の問題でございますけれども、このことは一番この地域でやれるのは、安心な野菜を作るといことだろうそのように思います。その安心な野菜を作っていただいて、消費者の皆さん方に安心して食していただけるような手だてというのを生産者と一緒になってつくり上げていきたい、そのように考えますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、食肉公社の問題ですけれども、このことは食肉公社そのものを株式会社でございますけれども、非常に公共性の強いと場でございます。そういった意味では、地域の生産農家が潤ってくれるということは、この地域は旭市にとっても大変な大切なことでありますので、しっかりと対応をさせていただきたいと思います。そして、あのと場がますます大きくなってと申しますより盛んになって、そして地域の養豚農家と申しますより畜産農家が喜んであそこのと場へ出荷をしてくれるように頑張るって、そのように方向づけをさせていただきたい、そのように思います。

それから、対等合併なのにも旭市の例に倣うことが多いというお話がございました。これまでの慣習で、つい旧旭市という言葉が出てしまうかも知れませんが、やっていることは決して3町に差別をしたやり方はしておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

それから、もう一つ環境シンフォニックの問題で職員に対応が遅いというお話がございました。本当に、私を含めてこういった環境問題というのがこれまで旧旭市にはなかったものですから、本当に不慣れで遅くなっておりますことを心からおわびを申し上げますと同時に、

これまでのことはひとつご容赦をいただいて、これから職員ともども全力で取り組んでいきたいそのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） 会長代行という形がとれなかったかの件につきましては、このようなときに会長の職務執行職、法律の規定があったらよかったということで、現時点ではちょっと代行という形は難しいと考えております。

それから、旭市の慣例の件では互選ですので、推薦委員、公選委員、だれでも会長に選出されるわけですので、公平な機会をつくるよう努めてまいります。今後とも法令を遵守し、関係部局と十分連携をとってやっていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 再質問にお答えします。

先ほどもお話ししましたように大変ご心配をおかけいたしました。今後は生涯学習推進協議会、公民館運営審議会という会議を通しまして決定をいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほどのご質問、先ほど議員さんは16トンと言われましたけれども、これは14トンでございます。

それと、4トン以上の話をしましたんですけれども、4トン以上と指導したのは八日市場土地改良事務所です。これは、砂採取業者が砂を採取するときの条件でありまして、橋が老朽化していますので4トンの車を使えというような指導をしたわけです。我々は、その4トンという根拠は何ですかと、橋を造った県に聞きに行ったのが、この八日市場土地改良事務所なんです。八日市場土地改良事務所は、4トンという根拠が分からなかったんです。分かればすぐ4トンでよかったんですけれども、何で4トンにしたんですかって、きょう現在も分からなかった。ですので、あくまでも時間を要してしまったというものです。でも、何で14トンにしたかと申しますと、これは譲与を受けたときの書類をずっとひっくり返しまして見つけたのが14トンという数字でしたので、14トンを根拠にさせていただきましたというものであります。

それともう一つの質問で、何でスピーディーにできないのかということは、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、土留め用の丸太を撤去させるにしても、ガードレールを設

置するにしても、そのラインはどうしても決めなくてははいけないんです。また、その橋の14トンの規定にしても同じなんですけれども、道路のラインというものを決めなくてははいけないということは、その通る側は道路というものは広い方がいいでしょうというのが理論なんです。ところが、地元はどうしても元に戻せ、これは元に戻せというのは当たり前の話なんです。だから、我々は広い方がいい道路ではなくて、もとあった状態に戻しなさいよと、これは砂採取やるときに町長と協定書まで結んでいるでしょうと、そのときに保証人まで立っているでしょうと、ここまで言って説得したんです。説得するのに時間を要したというのが先ほどの答弁です。同じ繰り返しになってしまいますけれども、以上です。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） 最後の質問にさせていただきます。

いわゆる決め事に対してどう従順に応ずるか、これも公務員の任務の重大な部分であろうと思います。しかも、そのことは文書として残っているわけです。皆さんの得意な文書です。その文書に明記されていながら何でこんなに時間がかかる。14トンでも4トンでも、14トンというのは新品の話だ。4トンというのは、老朽化しているから4トンで止めてください、そういう状況です。市長の命令は、何としても止めてくれるようにという担当課並びに関係課に命令が下ったわけでしょう。それを言を左右にして、ずるずると2月も放っておく。しかも、その間に問い合わせしてみたら消防車が通れなかったらしょうがないだとか、いろいろなことを言っていました。確かに、消防車が通れなければ大変なことになるかもしれない。

しかし、あの大型車の制限、その看板を出すのにだってえらい時間がかかったでしょう。そういうことがよく言われる、遅れず、休まず、働かず、こういうふうに言われてきた我が国の公務員を代表するようなそういう叱責を言われるのではないのでしょうか。住民の皆さんも、新市になったら何とか取り上げてもらえるのではないかということで、期待を込めて要望書を2度にわたって出しているんです。そのことについて極めて対応が遅い、それは事実です。現実に日程をくってみれば分かります。確かに、旭市にはそういうことがなかったから勘弁してくれと、市長の言い方でございますけれども、どうか市長、このままでこのことがこの気持ちの切り替えをしなければならぬと思う。確かに発端は干潟の間違った決裁が、間違った許可が、このスタートになっていることは私ども関係者として頭を下げなければならぬ。しかし、我々も知らなかった。そうするというと、即刻それに対応できるようなそういう心の準備は常にあってもいいのではないかそんなふうに考えます。

とにかくこの問題は、市長が絶対に許可しないということを明言なさいましたものですから、ある部分では安心しております。しかし、善人だけがないのがこの世の中です。ですから、十分な監視の目を続けていただいて、何としてもあの地域に平和が戻るような、安心して暮らせる日が一日も早く来るようなそういう措置を講じていただきたい、これを要望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問を終わります。

◇ 角 崎 浩 一

○議長（林 正一郎） 続いて、1番、角崎浩一議員、ご登壇を願います。

（1番 角崎浩一 登壇）

○1番（角崎浩一） 本日の一般質問の大トリを務めさせていただきます。議長の許可をいただきましたので一般質問をいたします。

私の子どもたちは、今、義務教育を受けている真ただ中であります。ですから、現に今子どもを持つ親の立場で、旧干潟町と同じように教育問題での質問をいたします。今回は、教育施設の問題、学校評議員について、学童保育についての大きく分けて3点です。

まず、初めは教育施設の問題です。最近、日本では新潟をはじめ各地で地震が起き、アメリカ南部ではものすごいハリケーンが起きております。天災というのは、いつ、何時起こるか想定がつきません。ですから、危機管理というのは常に意識していなければならないと思います。そういった災害が発生したとき、避難場所として学校等の教育施設があると思います。一昨年になりますが、そのときの台風では、市内のある小学校の体育館では屋根が飛び、中学校の体育館では窓ガラスが破損したと聞いております。

実際にその付近の住民の方々にお聞きしましたら、体育館に避難しろと言われたら絶対に行かないという声が多々ありました。また、急に阪神大震災のような地震が、生徒が学校にいる時間帯に発生したらどうなるでしょうか、考えただけでも恐ろしくなります。現に、体育館を含め校舎もかなり老朽化しております。そういった現状で、耐震調査は実施されているのでしょうか。また、調査後どのような対応をされたのかお伺いします。

実際に、これからの時代を担っていく子どもたちのために、老朽化の施設を早急に建て替えた方がよいと思われませんが、どのように考えておられますかお伺いします。

次に、学校評議員について質問します。

学校評議員が制度化されていると聞いておりますが、制度が導入された趣旨についてお伺いします。

また、学校評議員はどのように任命するのか、その手続についてもお伺いいたします。今現在、旭市の小・中学校には学校評議員がいるのか、現状はどうなっているのか説明をお願いいたします。

次に、学童保育について質問します。

以前、旧干潟町において2度にわたり学童保育の件は質問いたしましたが、新市に引き継ぐということになりましたので、新市に引き継ぎどようになったのかお伺いします。

学童保育は10人以上と決まっているようですが、近隣の光町の実施方法だと、ほぼ町の中央にある東陽小学校に生徒を集めて実施しており、また山田町においては、役場の在の児童館にシルバー人材が各小学校に生徒を迎えに行き実施していると聞いております。ですから、人数の満たない小学校に関しては、光町、山田町の実施方法をとれたらよいと思いますが、どうでしょうかお伺いいたします。

また、新市の学童保育の現状をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 正一郎） 角崎浩一議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、学校教育施設の問題につきまして私の方からお答えをさせていただきますと思います。

災害時の避難場所に指定をいたしております学校施設につきましては、議員ご指摘のとおり、その耐震性能、それから老朽化した施設の質的な整備を図りながら整備をしていくことが必要とされておるところでございますが、先ほどの安藤議員のご質問に対します市長からのご答弁がございましたように、教育施設整備の基本的な考え方といたしまして、現在の耐震基準以前、すなわち昭和56年以前に建築をされました施設は、すべて耐震診断を実施し、この診断結果によりまして、緊急性等を十分に判断をさせていただきますと、耐震補強を含めました大規模改造事業を逐次実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、ちなみに耐震診断の進め方でございますけれども、旧旭市におきましては、昭和56年以前に建築をされた学校施設のうち、比較的新しい建築年度の建物につきましては、大規模改造事業を前提といたしました耐震の2次診断を実施しております。また、それ以外の建物につきましては、現状での耐震性能の把握を目的といたしました耐震の1次診断を

施いたしまして、その1次診断の結果に基づき耐震の補強が可能であれば、大規模改造事業を前提としました2次診断を実施していく考えで進めておるところでございます。

今後は、旧3町と申しましても、旧干潟町には耐震診断を実施しなければならない教育施設がございませんので、旧海上町、旧飯岡町の学校施設につきましても、旭市の進め方と同様に耐震診断を実施いたしまして、その結果によりまして、耐震補強を含めました大規模事業を実施するか否かを判断してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、角崎議員の学校評議員についてのご質問にお答えをいたします。

この学校評議員制度は、実は平成12年1月に学校教育法施行規則が改正されまして、地域の住民の学校運営への参画の仕組みを制度として位置付けたものでございます。そして、学校評議員は校長の推薦により教育委員会が委嘱するということになっております。この学校評議員制度につきましては、昨年度より東総校長会から管理規則改正の要望がございました。教育委員会としましても、学校評議員のあり方について近隣市町と連携しながら話し合いを進めてまいりました。その結果、今年の4月より学校評議員を委嘱できるよう小・中学校管理規則を改正したばかりでございます。しかし、現在まで教育委員会として各学校において評議員の委嘱はしておりません。

大きな3番目ですが、学童保育については今議会で何度かご説明しておりますので、重なる部分があると思われまますのでご了承下さい。

さて、学童保育を旧干潟町では新市に引き継ぐこととなっていたがどのようになっているかというご質問がございました。ご指摘のとおり、合併前の協議会の議論の中で、旧干潟町に1か所設置するよとということ引き継いでおります。そして、7月に合併してから設置予定されている校長先生に学童保育への理解を求めると同時に現場も見てまいりました。ここもほかの未設置校と同様で、現在空き教室がないという状況でございました。先ほどの中にも児童数が少なくても開設をということございましたけれども、やはりこの空き教室の問題を解消しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、過日にも申し述べたとおり、学童については教育委員会としましても真摯に受け止めて、開設に向けて最大限の努力をしたいというふうに思っております。

次に、新市の学童保育状況はどうかというご質問でしたが、これも何度か説明し大変恐縮

でございますけれども、新市の学童は旭市内15小学校中7校で開設しておりまして、9月1日現在の在籍児童数は176名でございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 1番、角崎浩一議員。

○1番（角崎浩一） それでは再質問いたします。

まず、教育施設についてですが、小・中20校のうち現在耐震基準による建物の割合はどうなっているのでしょうか。また、昭和56年以前の建物のうち診断が終わっている数、また診断を必要とする数はどのくらいなのかお伺いします。

次に、学校評議員について、現在、市内の小・中学校では設置されていないということですが、県及び近隣市町において学校評議員の設置状況はどのようなものか。また、今後どのように進めていくのか教育委員会としての考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（林 正一郎） 角崎浩一議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それではお答えをさせていただきます。

ただいまの質問でございますが、小・中20校ございまして約100棟の建物がございまして、これで、これは部室ですとか倉庫ですとかそういうものは除いてございまして、純然たる普通教室、それから特別教室、管理棟、それらを含めまして20校で100棟でございます。そのうち昭和57年以降の今の基準に合って建てられている建物の棟数は40%でございます。それから、昭和56年以前の建物のうち既に診断が終了している、耐力度調査も含めまして診断が終了している割合が、残りの60棟のうちの29棟が終了しております。そして、30棟余りが今後診断を必要としていく建物の数でございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 角崎議員の再質問にお答えいたします。

近隣の設置状況はどうかと、それから今後の教育委員会としてどのように進めていくのかということでございますが、昨年度の文部科学省の調査によりますと、全国では83.8%の都道府県及び政令指定都市の公立学校で、この学校評議員制度及び類似の制度を導入済みということでございます。今年度の千葉県の調査によりますと、1,062校中67%に当たる708校で学校評議員制度を導入しているということでございます。

また、近隣の市町でございますが、成田市などの印旛地区では全校が導入しております。隣の東庄町及び銚子市も全校に導入しております。また、小見川町は一部で導入しているということでございます。

今後の進め方ですが、今、学校でも行っていますけれども、地域や保護者の方々の意見を聞く機会となっているミニ集会や保護者会などの仕組みをさらに一步発展させまして、学校評議員を位置付けるよう教育委員会としての条件整備を進めながら働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 1番、角崎浩一議員。

○1番（角崎浩一） 再々質問ではないんですが最後の要望として、今回の一般質問にて市長はじめ教育長、教育委員会の方々の子どもたちを思う温かい気持ちがよく分かりました。今後も子どもたちのために頑張ってもらいたいです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 角崎浩一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時30分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（林 正一郎） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は議案第38号 工事請負契約の締結についての1議案であります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第38号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(林 正一郎) 追加日程第1、議案上程。

議案第38号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(林 正一郎) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

○市長(伊藤忠良) 追加議案の説明を申し上げます。

本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立海上中学校校舎等改築工事について、一般競争入札を執行し、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長(林 正一郎) 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 正一郎） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第38号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第38号 工事請負契約の締結について補足説明をいたします。

契約の目的は、旭市立海上中学校校舎等改築工事であります。

工事の内容は、老朽化した海上中学校校舎等を別の場所へ建て替えるため建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、外構工事等一式の施工であります。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は15億3,300万円であります。

契約の相手方は、西松・阿部特定建設工事共同企業体であります。

なお、工事期限は平成19年2月28日であります。

以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、特定工事共同企業体、13企業体による一般競争入札となりました。入札を9月26日に執行し、9月29日に仮契約を締結いたしました。

以上で、議案第38号についての補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（林 正一郎） 追加日程第4、議案質疑。

議案第38号について質疑に入ります。

66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 議案第38号について何点かご質疑を申し上げます。

今回の議案は、去る8月15日に一般競争入札において実施する旨の公告を行って、13共同

企業体が応札に応じたということです。この13共同企業体を審査した結果は、どのような結果が生じていたのかお聞かせいただきたいと思います。

特に、その中で必ず周辺地元企業が共同企業体の一方に入ることになっておりまして、出資比率につきましては、50を超えない30以上でなければいけないということで、出資比率もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

今回の入札にあたっては、最低制限価格を設ける旨明示されておりますが、最低制限価格は幾らであったのかお示しいただきたいと思います。

次に、開札調書であります。各企業体が幾らで入札をし、何回で落札が決まったかお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点でございます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） まず第1に、審査の経過についてお答えいたします。

8月15日に入札の公告を行いまして、8月19日から26日までに申請を受け付けいたしました。その結果、13の特定建設工事共同企業体から入札参加資格の申請がございました。それを受けまして、9月1日に旭市入札参加資格委員会で審査をいたしました。その結果、13の特定建設工事共同企業体が適格とされたわけでありまして、不適格となったところはございませんでした。その審査の内容でございますけれども、公告に定めまして幾つかの要件がございまして、それについて一つ一つ審査を行ったわけでございます。

それから、それぞれの共同企業体の出資の割合でございますけれども、後ほど開札の結果をお知らせしますので、そのときにあわせてお知らせします。

それから、最低制限価格についてのお尋ねがございました。最低制限価格でございますけれども、税抜きで11億8,720万円でございます。税込みでは12億4,656万円でございます。これは、規定によりまして予定価格の8割ということでございます。

以上が最低価格でございますが、開札の状況とそれから出資比率についてお答えいたします。これは、受け付け順でございます。

安藤・島田共同企業体15億円です。比率が70%、30%です。青木あすなろ・伊藤共同企業体が16億円です。出資比率が70%、30%です。鹿島・古谷共同企業体が15億5,000万円です。出資比率が70%、30%です。大林・石川共同企業体が15億6,500万円です。出資比率が60%、40%です。大成・石井共同企業体が15億3,500万円です。出資比率が70%、30%です。戸

田・鈴久共同企業体が16億円です。出資比率が70%、30%です。西松・阿部共同企業体が14億6,000万円です。出資比率が70%、30%です。清水・岡田土建共同企業体が15億9,000万円です。出資比率が70%、30%です。日本国土・鈴木共同企業体が15億1,500万円です。出資比率が60%、40%です。奥村・テクト共同企業体が15億3,000万円です。出資比率が70%、30%です。竹中・畔蒜共同企業体が15億5,000万円です。出資比率が70%、30%です。佐藤・平山共同企業体が15億円です。出資比率が70%、30%です。熊谷・吉岡共同企業体が15億2,000万円です。出資比率が70%、30%です。最低価格であります西松・阿部共同企業体の14億6,000万円に消費税分の5%を加えまして15億3,300万円が契約金額となります。

以上です。

○議長（林 正一郎） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 議案第38号の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（林 正一郎） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより議案を付託いたします。

文教福祉常任委員会に議案第38号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、10月14日、午後5時までに審査を終了されますようお願いをいたします。

○議長（林 正一郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10月19日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時44分